育児休業等給付の内容と支給申請手続

被保険者・事業主の皆さまへ

2025（令和７）年８月１日改訂版

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後８週間の期間内に合計４週間分（28日）を限度として、**産後パパ育休（出生時育児休業・２回まで分割取得できます）**を取得した場合、一定の要件を満たすと**「出生時育児休業給付金」**の支給を受けることができます。⇒**２頁～９頁**

雇用保険の被保険者の方が、原則１歳未満の子を養育するために**育児休業（２回まで分割取得できます）**を取得した場合、一定の要件を満たすと**「育児休業給付金」**の支給を受けることができます。⇒**10頁～31頁**

２０２５（令和７）年４月１日より、**「出生時育児休業給付金」**または**「育児休業給付金」**の支給を受ける方が、一定の要件を満たすと**「出生後休業支援給付金」**の支給を受けることができます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

（07.08）

PL070801保03

＜目次＞

～育児休業等給付について～　1

1　出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金

（１－１）出生時育児休業給付金の支給要件　2

（１－２）出生後休業支援給付金の支給要件　2

（２）支給額　4

（３）支給申請期間　5

（４）受給資格確認・支給申請手続　6

2　育児休業給付金・出生後休業支援給付金

（１－１）育児休業給付金の支給要件　10

（１－２）出生後休業支援給付金の支給要件　13

（２）支給額　16

（３）支給単位期間　17

（４）受給資格確認・支給申請手続　18

3　支給対象期間の延長

（１）概要　32

（２）支給対象期間の延長手続　34

～育児休業等給付について～

□ 育児休業等給付には、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金があります。

※　出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は、2025（令和７）年４月１日に創設された給付金です。

各給付金の対象範囲

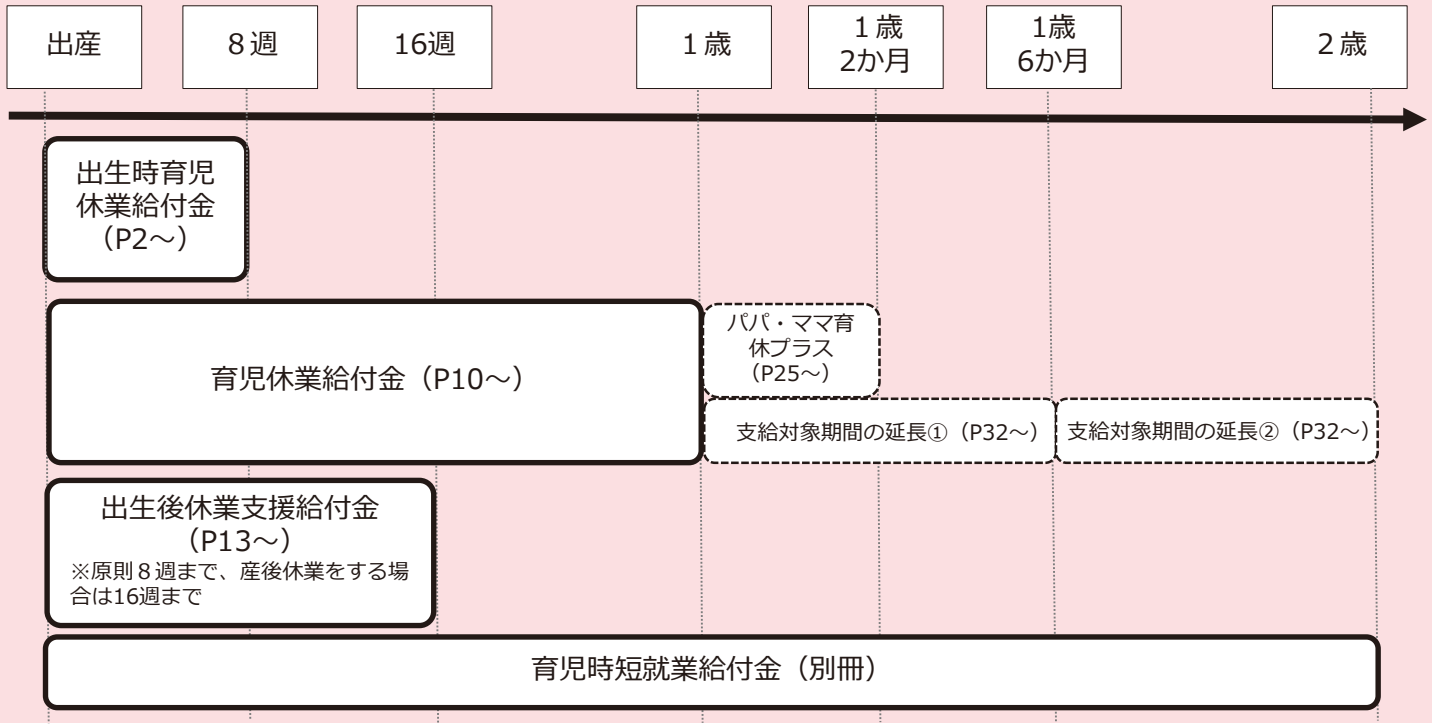

□ 出生後休業支援給付金は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受ける者が、一定の要件を満たした場合に上乗せで支給される給付金です。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度（P25～）を活用した場合のイメージを記載しています。

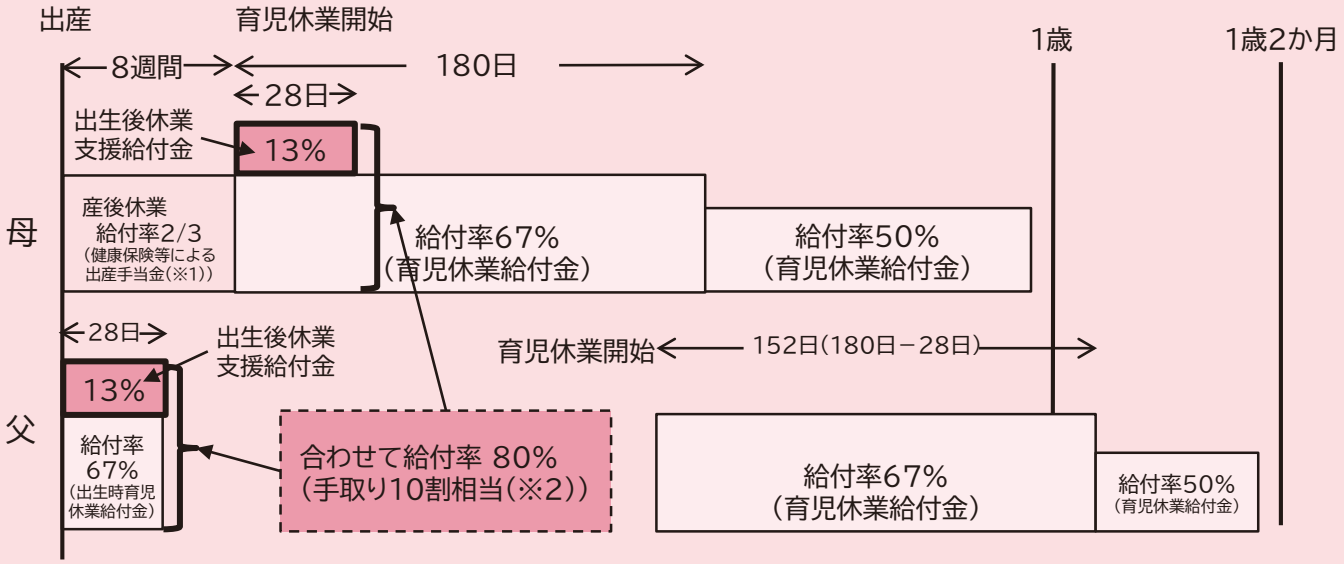

※１　出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※２　育児休業中は申出により健康保険・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額の上限額（Ｐ５及びP16参照）があることにご留意ください。

※3　就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

1 出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金

（1－1）出生時育児休業給付金の支給要件

① 「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間内（⇒例１、２参照）に、４週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者であること（２回まで分割取得可）。

- 出生時育児休業給付金の対象は、被保険者が初日と末日を明らかにして行った申出に基づき、事業主が取得を認めた休業です。
- 産後休業（出生日の翌日から起算して８週間）は出生時育児休業給付金の対象外です。
- 出生時育児休業給付金の対象となるには、出生時育児休業の初日から末日まで被保険者である必要があります。
- 被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。

② 休業開始日前２年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

育児休業給付金と同じ要件です（10頁参照）。

③ 休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。

「最大10日」は、28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。
休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります（３頁参照）。

（期間を定めて雇用される方の場合）

④ 子の出生日※1から起算して８週間を経過する日の翌日から６か月を経過する日までに、その労働契約の期間※2が満了することが明らかでないこと。

※１　出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日
※２　労働契約が更新される場合は更新後のもの

（1－2）出生後休業支援給付金の支給要件

**2025（令和７）年４月から「出生後休業支援給付金」が創設されました。
次の要件を満たす方は、2025年４月以後の産後パパ育休（出生時育児休業）に対して、出生時育児休業給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。**

① 同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）を通算して14日以上取得した被保険者であること。

- 2025（令和７）年４月１日より前から引き続いて産後パパ育休（出生時育児休業）をしている場合は、2025（令和７年）年４月１日以後の産後パパ育休（出生時育児休業）が14日以上取得されている必要があります。
- 産後パパ育休の期間（例１、２の期間）に育児休業給付金が支給される育児休業を取得している場合は、その日数も通算します。

② 被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（13頁参照） に該当していること、または、被保険者の配偶者も産後パパ育休の期間（例１、２の期間）に通算して14日以上の育児休業を取得したこと。

配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、子の出生日の翌日時点で配偶者が「配偶者の育児休業を要件としない場合」（13頁参照）のいずれかの事由（主に、「４．配偶者が無業者」、「５．配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない」、「６．配偶者が産後休業中」のいずれか）に該当するため、②の要件を満たすことになります。

出生後休業支援給付金の支給要件の詳細は、13～15頁を参照してください。

例１：出産予定日より後に子が出生した場合

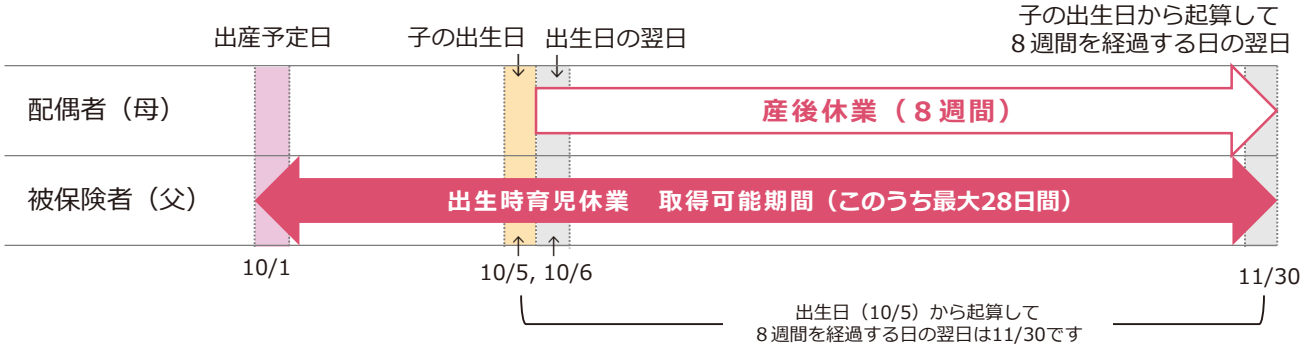

例２：出産予定日より前に子が出生した場合

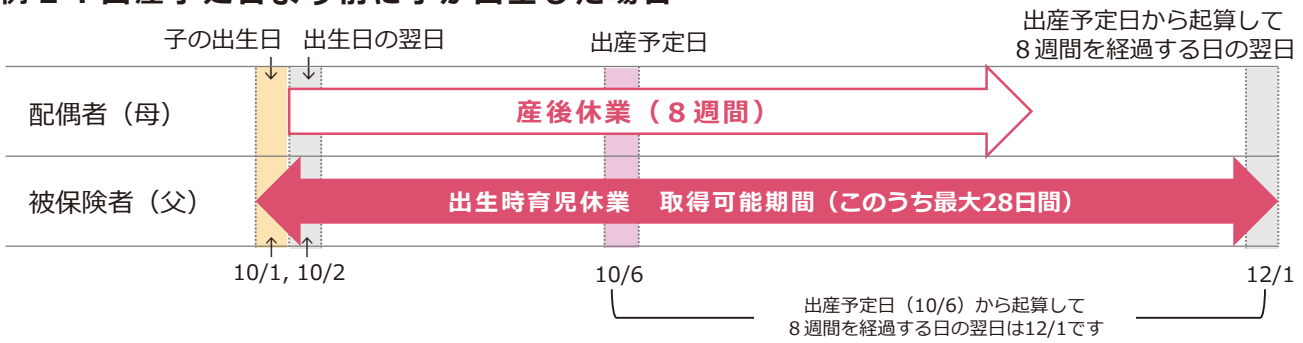

ご注意ください　出生時育児休業給付金の対象とならないケース

例３：出生時育児休業を３回に分けて取得した場合の３回目の休業

例４：出生時育児休業を28日間を超えて取得した場合の超過分の休業

３回目の出生時育児休業（例３）や、28日を超えた分の出生時育児休業（例４）について、被保険者と事業主との間で育児休業に振り替える旨合意すれば、育児休業給付金として支給申請することができます。

ご注意ください　休業中の就業可能日数/時間数の取扱い

出生時育児休業給付金の支給対象期間中、最大10日（10日を超える場合は80時間）まで就業することが可能です。
休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります 。⇒ **例５・６参照**

例：14日間の休業　⇒　最大５日（５日を超える場合は40時間）
　　10日間の休業　⇒　最大４日（４日を超える場合は約28.57時間）
　　[10日×10/28≒3.57 （**端数切り上げ**） ⇒　４日、80時間×10/28≒28.57時間（端数処理なし）]

例５-１：28日の出生時育児休業期間中、<u>14日間（１日８時間）就業</u>した場合

休業開始日	２～６日目（５日間）	７・８日目	９～13日目（５日間）	14・15日目	16～19日目（４日間）	20～28日目
休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業

28日の出生時育児休業期間のうち、10日（10日を超える場合は80時間）を超えて、**14日（112時間）就業しているため、全期間を通じて出生時育児休業給付金は不支給**となります。

例５-２：出生時育児休業を分割して取得し、それぞれの期間を合計して９日間（１日８時間）就業した場合

休業開始日	２～６日目（５日間）	７・８日目
休 業	就 業	休 業

出生時育児休業１回目（８日間）

休業開始日	２～５日目（４日間）	６～15日目
休業	就業	休業

出生時育児休業２回目（15日間）

合計23日の出生時育児休業期間のうち、**９日就業していますが、就業可能日数※以下のため、出生時育児休業給付金は支給**されます。

※　10日×23/28≒8.21（**端数切り上げ**）　⇒　９日

例６：出生時育児休業を10日間取得し、そのうち６日間部分就業した場合

休業開始日	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目	休業終了日
休 業	４時間 就 業	休 業	８時間 就 業	休 業	４時間 就 業	休 業	休 業	４時間30分 就 業	休 業
	休 業	４時間 就 業			休 業	４時間 就 業		休 業	

10日間の出生時育児休業を取得した場合、4日以下（４日を超える場合は28.57時間以下）の就業が可能です。このケースでは、**計６日間、28時間（28時間30分から分単位の端数を切り捨て※）の就業であるため、出生時育児休業給付金は支給されます。**　※育児休業給付とは取扱が異なるのでご注意ください（12頁参照）。

（２）支給額

出生時育児休業給付金の支給額

＝　休業開始時賃金日額※　×　休業期間の日数（28日が上限）×　67%

出生後休業支援給付金の支給額

＝　休業開始時賃金日額※　×　休業期間の日数（28日が上限）×　13%

合計80%

※　育児休業給付金と同じです（16頁参照）

■ 出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金の額	出生時育児休業給付金の支給額	出生後休業支援給付金の支給額
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の**13%以下**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%**
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の**13%超～80%未満**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%－賃金額**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%**
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の**80%以上**	**支給されません**	**支給されません**

- 事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下であれば、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金ともに減額されません。
- 事業主から賃金が支払われ出生時育児休業給付金の額が減額される場合でも、出生後休業支援給付金の額は減額されませんが、事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上の額となり出生時育児休業給付金が支給されない場合は、出生後休業支援給付金も支給されません。

■ **休業開始時賃金日額の上限額**

休業開始時賃金日額の上限額は16,110円となります（令和8年7月31日までの額）。

出生時育児休業給付金の支給上限額（休業28日）：16,110円×28日×67％＝302,223円

出生後休業支援給付金の支給上限額（休業28日）：16,110円×28日×13％＝58,640円

例：**休業開始時の賃金日額は10,000円**で、14日間の出生時育児休業を取得

- この期間に賃金が支払われていない場合
  出生時育児休業給付金の支給額＝10,000円×14日×67％＝93,800円
  出生後休業支援給付金の支給額＝10,000円×14日×13％＝18,200円
- この期間に３日就労して賃金30,000円が支払われた場合（支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13％超～80％未満）。
  出生時育児休業給付金の支給額＝112,000円－30,000円＝82,000円
  出生後休業支援給付金の支給額＝18,200円
  ※出生後休業支援給付金の額は減額されません。

【参考】
14日分の賃金日額の80％
＝10,000円×14日×80％
＝112,000円

ご注意ください　出生時育児休業期間を対象とした賃金の取扱い

「出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」とは、出生時育児休業期間を含む賃金月分として支払われた賃金のうち、次の額をいいます。
なお、育児休業給付金とは取扱いが異なります（17頁参照）のでご注意ください。

- **出生時育児休業期間に就労等した日数・時間に応じて支払われた額**
  就労した場合の賃金のほか、出生時育児休業期間に応じて支払われる手当等を含みます。なお、通勤手当、家族手当、資格等に応じた手当等が、就労等した日数・時間にかかわらず一定額が支払われている場合は含みません。
- 就業規則等で月給制等となっており、**出生時育児休業期間を含む賃金月において賃金が減額されなかった場合は、日割計算※をして得られた額**（小数点以下切り捨て）
  ※　「支払われた賃金額」×（「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数」）
- **出生時育児休業期間を含む賃金月において賃金が減額されているが、出生時育児休業期間を対象として減額した日数・時間が特定できない場合は、「①出生時育児休業期間を含む賃金月に減額がなかった場合の賃金額を日割計算※して得られた額**（小数点以下切り捨て）**」から「②出生時育児休業期間を含む賃金月に減額された賃金の額」を減じた額**
  ※　「減額がなかった場合の賃金額」×（「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数」）

（３）支給申請期間

■ **申請開始日（いつから申請できるか）**

子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して８週間を経過する日の翌日から申請可能となります。ただし、①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日の翌日から、②２回目の出生時育児休業をした場合は２回目の出生時育児休業を終了した日の翌日から、申請可能となります。

※　**休業期間を対象とする賃金支払日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出してください。**

■ **申請期限（いつまでに申請する必要があるか）**

申請開始日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日までに「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」を提出する必要があります。

出生時育児休業は、同一の子について**２回に分割して取得できますが、申請は１回にまとめて行います。**その際、それぞれの休業期間、就業した日数・時間及び支払われた賃金額は、申請書の記載欄「支給期間その１」（12欄）～「支払われた賃金額」（15欄）と、「支給期間その２」（16欄）～「支払われた賃金額」（19欄）のそれぞれに記載してください（8頁参照）。

例１：出産予定日より後に子が出生した場合

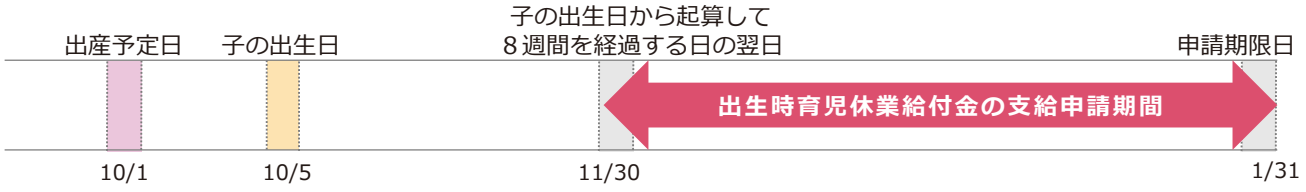

例２：出産予定日より後に子が出生し、出産予定日から28日間の産後パパ育休（出生時育児休業）をする場合

例３：出産予定日より前に子が出生し、子の出生日から２回に分割して産後パパ育休（出生時育児休業）をする場合

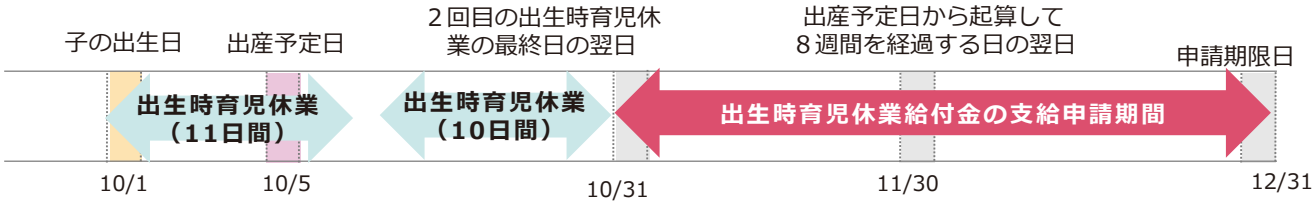

（4）受給資格確認・支給申請手続

出生時育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給を受けるには、出生時育児休業を開始した被保険者を雇用している事業主の方が、以下の受給資格確認・支給申請の手続を行う必要があります。

提出者	原則、被保険者を雇用している事業主。ただし、本人の希望があれば被保険者が直接提出することも可能。
提出書類 ①②の両方	**① 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（28頁参照）** **② 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（８頁参照）** ・出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時に行う必要があります。 ・出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金は、②の書類で一体的に申請することを原則としますが、出生時育児休業給付金の支給決定後に出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行うことも可能です。この場合は、**出生後休業支援給付金支給申請書（31頁参照）**で申請してください。 ・②の書類には、払渡希望金融機関の記入欄があります。以前に雇用保険の給付（例えば基本手当）の支給を受けていた方は、そのときの口座を使用することもできます。また、マイナポータルに公金受取口座を登録している方は、ハローワークに個人番号を届け出ていれば、その口座を使用することもできます。

（次ページに続きます）

（前ページの続き）

添付書類 ①②の両方	① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など 出生時育児休業を開始・終了した日、賃金の額と支払状況を証明できるもの ② 母子健康手帳（出生届出済証明のページ（＊）と分娩予定日が記載されたページ）、住民票、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（＊）など 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認することができるもの（写し可） ＊出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）が必要ですが、配偶者が子を出産している場合（子が養子でない場合）は、母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）が必要書類となります。 なお、配偶者が子を出産していない場合（子が養子の場合）は、配偶者が育児休業をしたこと、または、配偶者の育児休業を要件としない場合に該当していることを確認するため、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）を提出してください。
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク　※電子申請も利用できます
提出時期	● 出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金を一体的に申請する場合 **子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して８週間を経過する日（①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日、②２回目の出生時育児休業をした場合は２回目の出生時育児休業を終了した日）の翌日から申請可能となり、当該日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日が提出期限** ・休業期間を対象とする賃金支払日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出してください。 ・出生時育児休業給付金のみ申請する場合も同じ提出期限となります。 ・出生時育児休業給付金の支給要件のみ満たしている場合は、出生時育児休業給付金のみ支給決定され、出生後休業支援給付金は不支給決定となりますが、後日出生後休業支援給付金の支給要件を満たした場合は、**要件を満たした日から10日以内**に出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。 ● 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合 **被保険者の育児休業開始日から起算して４か月を経過する日の属する月の末日まで**※ 例：育児休業開始日が７月10日の場合　⇒　４か月を経過する日は11月９日、提出期限は11月30日まで ※この場合、出生時育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できません。出生時育児休業給付金支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いします。

- 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書には、個人番号（マイナンバー）を記載して提出してください。
- 出生時育児休業給付金及び出生後休業支援給付金は届け出た被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約１週間で振り込まれます。
- 受給資格がある場合
  「出生時育児休業給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金支給決定通知書」が交付されます。
  支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。
- 受給資格がない場合
  「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されます。
- 交付された「出生時育児休業給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金支給決定通知書」、「育児休業給付受給資格否認通知書」は、被保険者の方にお渡しください。

記 載 例：育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書

⇒「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の記載例は28頁参照

令和Ｘ年4月1日から14日までと同月21日から30日までの２回に分割して出生時育児休業を取得し、
それぞれ３日間と１日間、１日につき７時間就業し収入があった場合の記載例

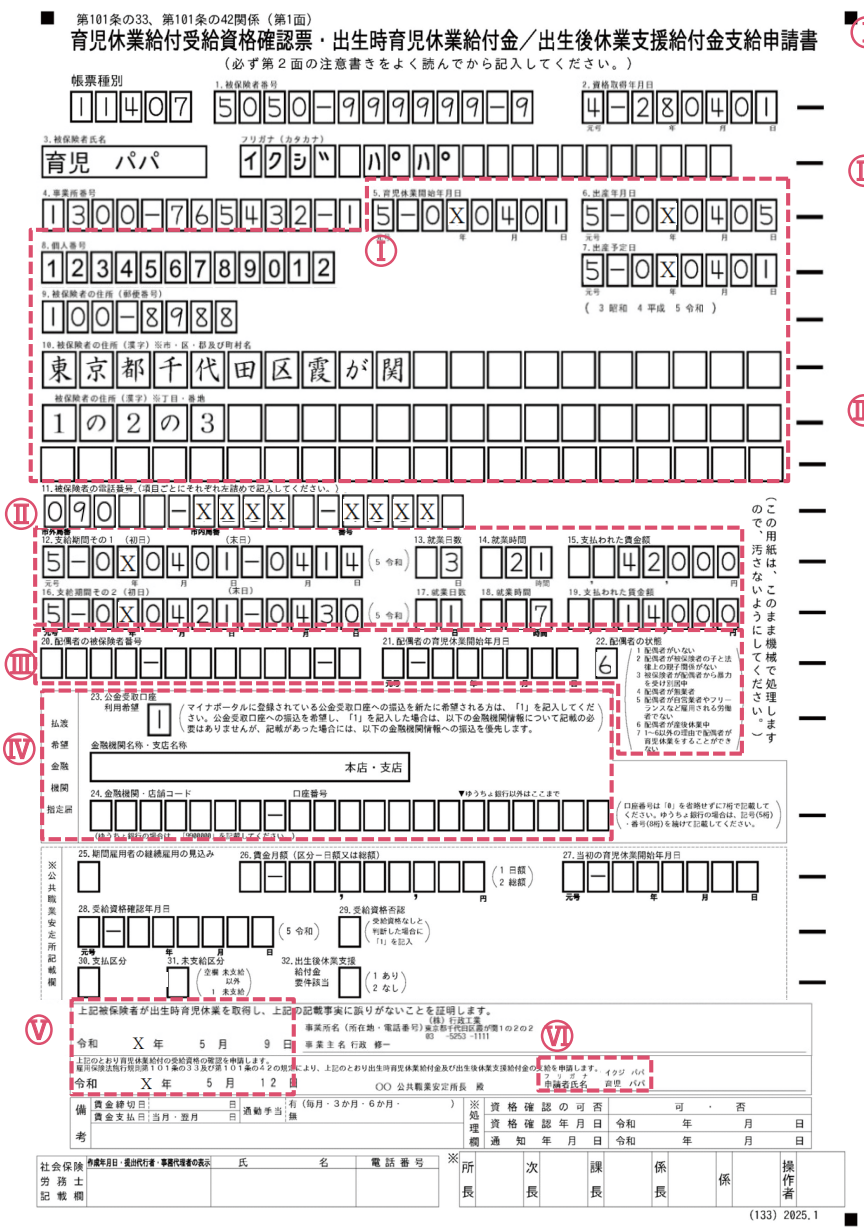
第101条の33、第101条の42関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 11407
1. 被保険者番号 5050-999999-9
2. 資格取得年月日 4-2804 01
3. 被保険者氏名 育児 パパ
フリガナ（カタカナ） イクジ ハ゜ハ゜
4. 事業所番号 1300-765432-1
5. 育児休業開始年月日 5-0X04 01
6. 出産年月日 5-0X04 05
7. 出産予定日 5-0X04 01
8. 個人番号 123456789012
9. 被保険者の住所（郵便番号） 100-8988
10. 被保険者の住所（漢字）※市・区・郡及び町村名 東京都千代田区霞が関
被保険者の住所（漢字）※丁目・番地 1の2の3
11. 被保険者の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。） 090 -XXXX -XXXX
12. 支給期間その１（初日） 5-0X04 01 （末日） 5-0X04 14
13. 就業日数 3
14. 就業時間 21
15. 支払われた賃金額 4200 00
16. 支給期間その２（初日） 5-0X04 21 （末日） 5-0X04 30
17. 就業日数 1
18. 就業時間 7
19. 支払われた賃金額 1400 00
20. 配偶者の被保険者番号
21. 配偶者の育児休業開始年月日
22. 配偶者の状態 6
23. 公金受取口座 利用希望 1
24. 金融機関・店舗コード
口座番号
金融機関名称・支店名称 本店・支店
25. 期間雇用者の継続雇用の見込み
26. 賃金月額（区分一日額又は総額）
27. 当初の育児休業開始年月日
28. 受給資格確認年月日
29. 受給資格否認
30. 支払区分
31. 未支給区分
32. 出生後休業支援給付金要件該当
上記被保険者が出生時育児休業を取得し、上記の記載事実に誤りがないことを証明します。
令和 X 年 5 月 9 日
事業所名（所在地・電話番号）
事業主名 行政 修一
上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。
令和 X 年 5 月 12 日
申請者氏名 育児 パパ
備考
社会保険労務士記載欄
※処理欄
資格確認の可否 可・否
資格確認年月日 令和 年 月 日
通知年月日 令和 年 月 日
所長 次長 課長 係長 係 操作者
（133）2025.1

Ⅰ 5～10欄

被保険者の出生時育児休業開始年月日、出産年月日、出産予定日、個人番号、住所を記載してください。

Ⅱ 12～19欄

出生時育児休業の期間（２回に分けて取得した場合はそれぞれの休業期間）、各休業期間中の就業日数と就業時間（１時間未満の時間数は切り捨て）、各休業期間中に「出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」（５頁参照）を記載してください。

Ⅲ 20～22欄

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、20・21・22欄のいずれか（複数記載は不可）に次のとおりに記載してください。

- 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、20欄に被保険者番号を記載してください。
- 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、21欄に育児休業開始年月日を記載してください。
- 配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、22欄に該当する番号を、記載してください。

（注）一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

Ⅳ 23欄

個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は23欄に「１」を記入してください。「１」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。なお、過去に失業等給付や育児休業等給付を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

Ⅴ 申請日

申請する日を記載してください。申請期間は、**子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して８週間を経過する日（①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日、②２回目の出生時育児休業をした場合は２回目の出生時育児休業を終了した日）の翌日から当該日から起算して２か月を経過する日の属する月の末日まで**です。
ただし、申請にあたっては、**休業期間を対象とする賃金支払い日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出**してください。

Ⅵ 署名欄

被保険者本人が氏名を記載してください。被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合には、被保険者の署名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

通 知 例：出生時育児休業給付金支給決定通知書・出生後休業支援給付金不支給決定通知書

出生時育児休業給付金と出生後休業支援給付金の支給・不支給決定通知書は、それぞれの給付金ごとに交付されます。

例：出生時育児休業給付金支給決定通知書（産後パパ育休を12日取得した場合）

出生時育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名 Ⅰ	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031269-3	ｲｸｼﾞ ﾊﾟﾊﾟ	男	3-600420	5-0X1010	5-0X1003

休業開始年月日	支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の67％	支給済日数
0X1003	0X1003	0X1014	210,000	140,700	12

受給資格確認年月日	支払方法（金融機関・店舗コード及び口座番号）
0XI0128	0190720-　7654321

通知内容

受給資格を確認し、出生時育児休業給付金を支給決定しましたので口座振込します。

支給期間	就業日数	就業時間	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額
0X1003－1014	4日	28時間	56,000円	12日	67％	11,200円（減額支給）

支給終了（出生時育休終了）

Ⅱ

Ⅰ 支払方法

指定した金融機関口座番号が記載されていることを確認してください。

Ⅱ 通知内容

賃金月額と休業日数を基にした支給金額が印字されます。なお、分割取得の場合でも支給期間はまとめて表示されます。計算方法は４頁を確認してください。
また、休業日数が28日を超えている場合や就業日数、就業時間の上限を超えている等、支給要件を満たさない場合はその旨が印字されます。

例：出生後休業支援給付金不支給決定通知書（支給決定通知書記載例は31頁に掲載しています。）
　産後パパ育休の取得日数が12日の場合は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たさないため、出生後休業支援給付金は不支給となります。

出生後休業支援給付金不支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031269-3	ｲｸｼﾞ ﾊﾟﾊﾟ	男	3-600420	5-0X1010	5-0X1003

休業開始年月日	配偶者の被保険者番号	配偶者の休業開始年月日	配偶者の状態	賃金月額	賃金月額の　％
0X1003			6		

支給済日数	支払方法（金融機関・店舗コード及び口座番号）

通知内容

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、対象期間中の育児休業日数が要件を満たしていないため、不支給となりました。

Ⅰ

Ⅰ 通知内容

不支給決定時には、記載例のとおり日数要件を満たしていない場合のほか、出生後休業支援給付金の支給の上限（28日）を既に超えている場合や被保険者の配偶者の要件を満たさない等、支給要件を満たさない場合はその旨が印字されます。
後日配偶者の要件を満たした場合は、改めて出生後休業支援給付金支給申請書（31頁参照）を提出してください。

（参考）配偶者の要件を満たさなかったために不支給となる場合の出生後休業支援給付金不支給決定通知書の例

出生後休業支援給付金不支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031344-7	ｲｸｼﾞ ﾊﾟﾊﾟ	男	3-600420	5-0X1010	5-0X1003

休業開始年月日	配偶者の被保険者番号	配偶者の休業開始年月日	配偶者の状態	賃金月額	賃金月額の　％
0X1003					

支給済日数	支払方法（金融機関・店舗コード及び口座番号）

通知内容

先般、提出されました出生後休業支援給付金支給申請書等の書類を審査したところ、配偶者の要件を満たしていないため、不支給となりました。後日要件を満たした場合は再度申請してください。

2 育児休業給付金・出生後休業支援給付金

（1－1）育児休業給付金の支給要件

① １歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること（２回まで分割取得可）。

育児休業給付金の対象は、以下のア及びイいずれにも該当する休業です。

ア　被保険者から初日と末日を明らかにして行った申出に基づき事業主が取得を認めた育児休業。

イ　休業開始日から、当該休業に係る子が１歳（いわゆるパパ・ママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得する場合は１歳２か月。さらに保育所における保育の実施が行われない等の場合は１歳６か月または２歳）に達する日前までにあるもの。　⇒ **例１参照**

・　産後休業（出生日の翌日から起算して８週間）は育児休業給付金の対象外です。
産後６週間を経過した場合で、当該被保険者の請求により、８週間を経過する前に産後休業を終了した場合でも、産後８週間を経過するまでは、産後休業とみなされます。

・　休業開始後に他の子に係る産前産後休業又は育児休業や、介護休業が開始された場合は、それらの休業の開始日の前日をもって当初の育児休業給付金は終了します。

・　被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。

② 休業開始日前２年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことがある場合は、それ以降のものに限ります。
育児休業開始日前２年の間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合は、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかった期間を２年に加算することができます（合計で最長４年間）　。

③ 一支給単位期間中の就業日数が10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。

支給単位期間とは、育児休業を開始した日から起算した１か月ごとの期間（その１か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間）をいいます。
支給単位期間が１か月に満たない場合も、就業日数が10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下かどうかで判断します。

（期間を定めて雇用される方の場合）

④ 養育する子が１歳６か月に達する日までの間※1に、その労働契約の期間※2が満了することが明らかでないこと。

※１　保育所等で保育の実施が行われないなどの理由で、子が１歳６か月に達する日後の期間にも育児休業を取得する場合には、２歳に達する日までの間
※２　労働契約が更新される場合は更新後のもの

例１：被保険者が出産予定日から育児休業を取得する場合

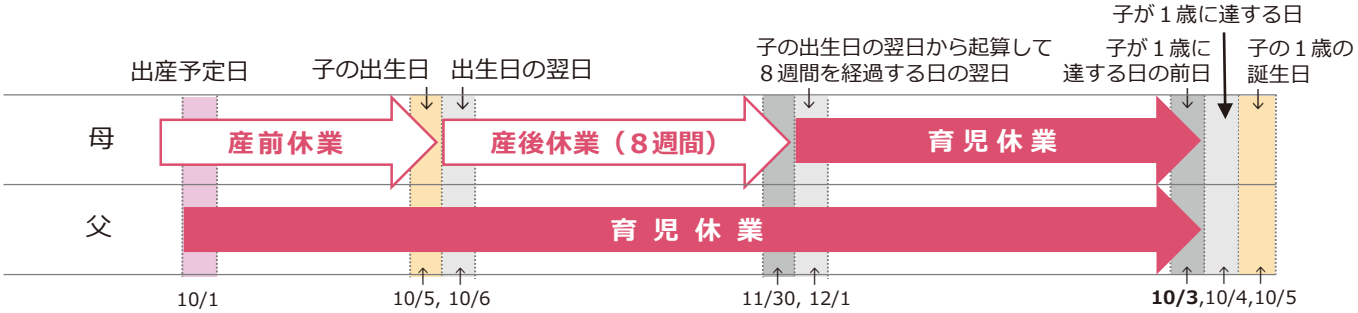

出生時育児休業を取得せず、出産予定日から育児休業を取得することも可能です。

育児休業給付金の支給要件を満たす方が、子の出生直後の一定期間に両親ともに育児休業を取得した場合、2025（令和７）年４月１日以後の育児休業に対して出生後休業支援給付金を最大28日間受給することができます。出生後休業支援給付金の支給要件は13頁を参照してください。

ご注意ください　育児休業給付金の対象とならないケース

例２：育児休業を３回に分けて取得した場合の３回目の休業

育児休業取得回数の例外１：除外事由

３回目以降の育児休業は、原則給付金を受けられません。
ただし、以下の事由に該当する場合は、この**回数制限から除外**されます。

- 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合　⇒ **例３参照**
  （当初の育児休業の申出対象である子が1歳６か月または２歳までの場合を含む）
- 育児休業の申出対象である１歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- 育児休業の申出対象である１歳未満の子が、負傷、疾病等で２週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- 育児休業の申出対象である１歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面それが実施されない場合
- 育児休業中に出向（出向解除を含む。）となった被保険者が、１日の空白もなく被保険者資格を取得しており、引き続き育児休業をする場合

**例３：介護休業を取得したため対象育児休業が終了し、
介護対象家族の死亡等により介護を行わなくなった場合**

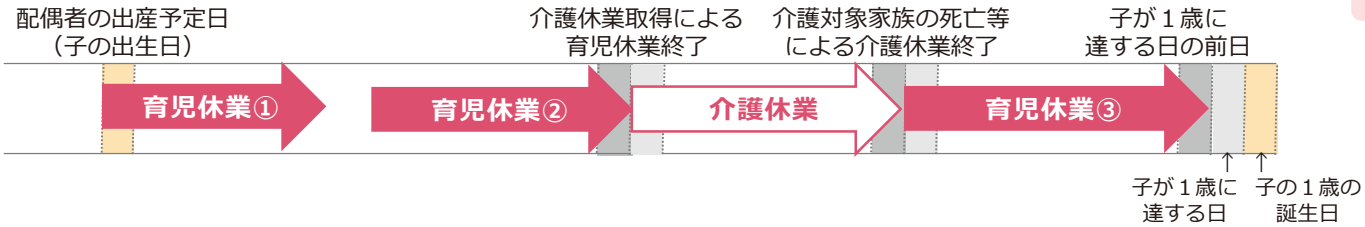

育児休業取得回数の例外２：夫婦が交替して、または同時に育児休業を取得する場合

育児休業の延長事由（32頁参照）があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合（延長交替）や夫婦同時に育児休業を取得する場合など以下のいずれにも該当する場合、**１歳～１歳６か月と１歳６か月～２歳の各期間中、夫婦それぞれ１回に限り育児休業給付金の対象となります。**
⇒ **例４-１ ～ ４-３参照**

- 被保険者又は配偶者が、子が１歳（又は１歳６か月）に達する日に育児休業を行っていること
- 新たな育児休業期間の初日が、子が１歳（又は１歳６か月）に達する日の翌日であること、または配偶者が子が１歳（又は１歳６か月）に達する日後に育児休業を行っている場合であって配偶者の育児休業期間と接している若しくは重複していること

例４-１：１歳未満の子について２回の育児休業をした後、延長事由に該当し、１歳に達する日後に夫婦交替で３回目以降の育児休業を開始する場合

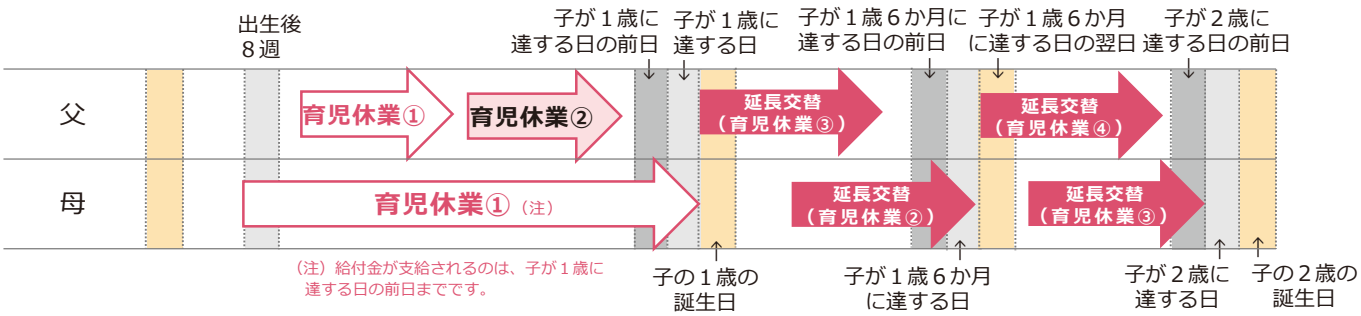

１歳以降の育児休業も夫婦１回ずつ延長交替できます。
１歳から１歳６か月までの期間と、１歳６か月から２歳までの期間の、それぞれで配偶者が育児休業をしているため、延長交替として育児休業の取得が認められます。この場合、添付書類として確認書を提出いただく必要があります。
延長交替の場合における「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」の記載方法については、別途リーフレットでご案内しています。詳しくはハローワークにお尋ねください。

例４-２：延長事由に該当し、１歳に達する日後に夫婦同時に育児休業を開始する場合

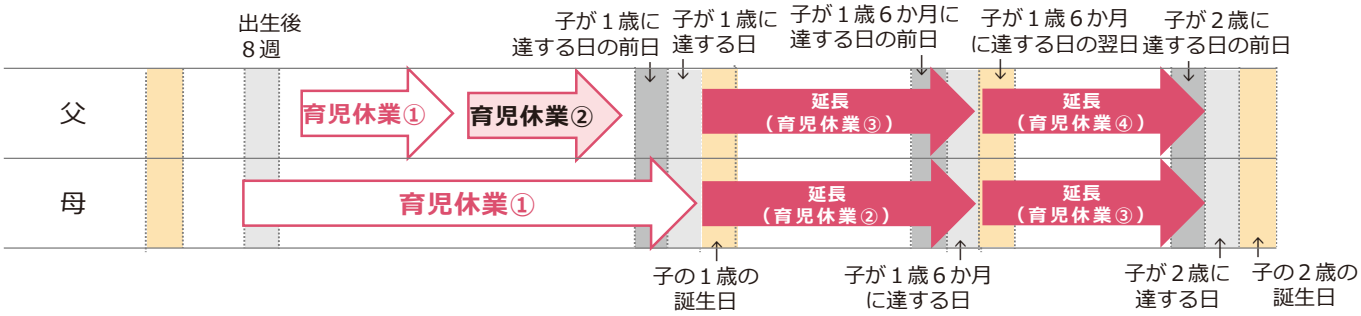

例４-３：延長交替の要件を満たさない場合

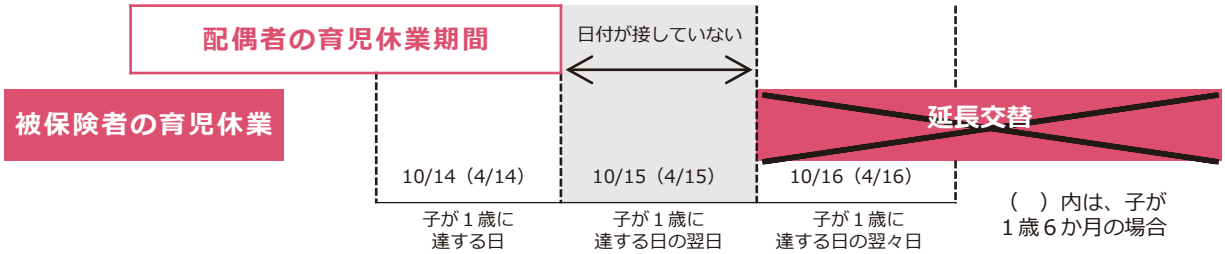

この例では、配偶者は子が１歳に達する日（10/14）に育児休業を行っていますが、被保険者の育児休業開始（10/16）は子が１歳に達する日の翌日となっておらず、配偶者の休業期間と接していないため、延長交替として育児休業の取得は認められません。

ご注意ください　休業中の就業可能日数/時間数の取扱い

育児休業給付金の対象期間中、一時的・臨時的に就業することになった場合、一支給単位期間（17頁参照）中の就業した日数が、10日以下（10日を超える場合は80時間以下※）である必要があります。また、育児休業を終了した日の属する支給単位期間は、就業した日数が10日以下（10日を超える場合は80時間以下）であるとともに、全日休業している日が１日以上あることが必要です。

※分単位の端数は切り上げ処理となるため、80時間を分単位で超えた場合は81時間となります。

１か月間に11日以上就労した場合、その際の就労に対する賃金額を、次の子に係る育児休業を取得した際の育児休業給付金の支給額の算定に使用する場合があります。その場合、次の子に係る育児休業給付金が現在の支給額に比べて少なくなる可能性があります。

（1－2）出生後休業支援給付金の支給要件

2025（令和７）年４月から「出生後休業支援給付金」が創設されました。次の要件を満たす方は、2025年４月以後の育児休業に対して、育児休業給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。

① 同一の子について、育児休業給付金が支給される育児休業を対象期間※1に通算※2して14日以上取得した被保険者であること。

※１　対象期間とは、次の期間をいいます。

・　被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間。 ⇒ **例１、２参照**

・　被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。 ⇒ **例３、４参照**

※２　出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）を取得している場合は、その日数も通算します。

➢ **2025（令和７）年４月１日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025（令和７）年４月１日」として要件を確認します。**

② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業※1を取得したこと 、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合※2 」に該当していること 。

※１　被保険者の配偶者がする育児休業は、被保険者の配偶者が雇用保険被保険者の場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業となり、給付金が支給決定されていることを確認します。被保険者の配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合は、各種法律（国会職員の育児休業等に関する法律第３条第２項、国家公務員の育児休業等に関する法律第３条第２項（同法第 27 条第１項及び裁判所職員臨時措置法（第７号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第２項、裁判官の育児休業に関する法律第２条第２項）の規定による請求に係る育児休業となります。

※２　配偶者の育児休業を要件としない場合とは、次の１～７の場合であり、子の出生日の翌日において、これらのいずれかに該当する場合は、配偶者が育児休業を取得していなくても②の要件を満たすこととなります。

配偶者の育児休業を要件としない場合

1. 配偶者がいない
   配偶者が行方不明の場合も含みます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限ります。
2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
4. 配偶者が無業者
5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
6. 配偶者が産後休業中
7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない
   「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書」（21頁参照）の「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由」のいずれかに該当する場合が該当します。

➢ 該当する場合は、支給申請書に該当する番号を記載して、19～24頁の確認書類を添えて提出してください。

例１：被保険者が産後休業をしていない場合で出産予定日より後に子が出生した場合

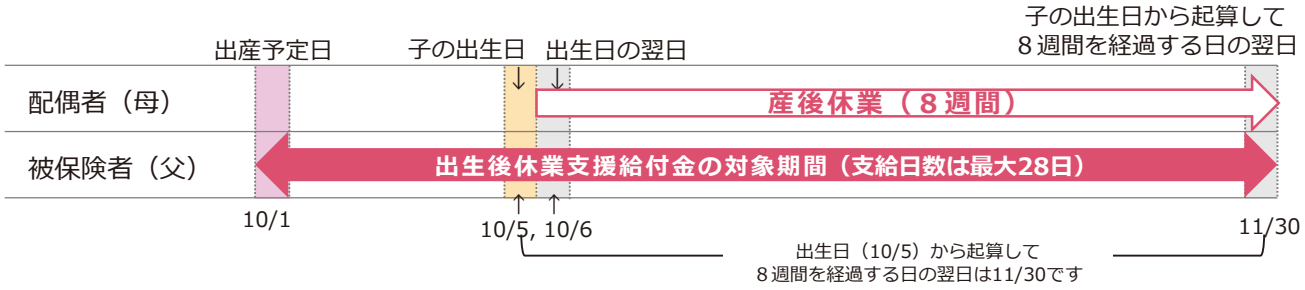

例２：被保険者が産後休業をしていない場合で出産予定日より前に子が出生した場合

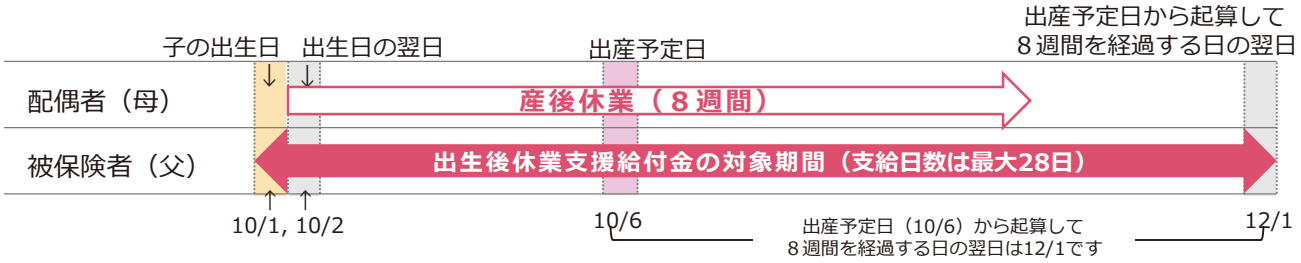

例１、例２の場合、配偶者（母）が子の出生日の翌日において産後休業中であるため、被保険者（父）が、出生後休業支援給付金の対象期間に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を通算して14日以上取得した場合は、出生後休業支援給付金の支給対象となります。

例３：被保険者が産後休業をしている場合で出産予定日より後に子が出生した場合

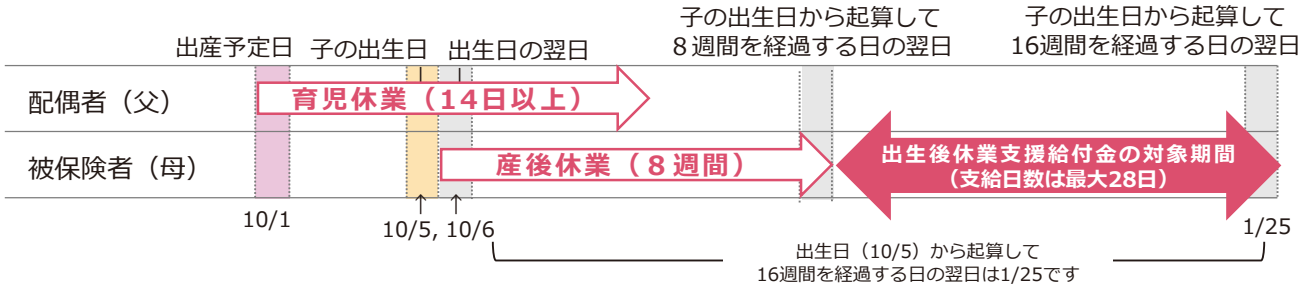

例４：被保険者が産後休業をしている場合で出産予定日より前に子が出生した場合

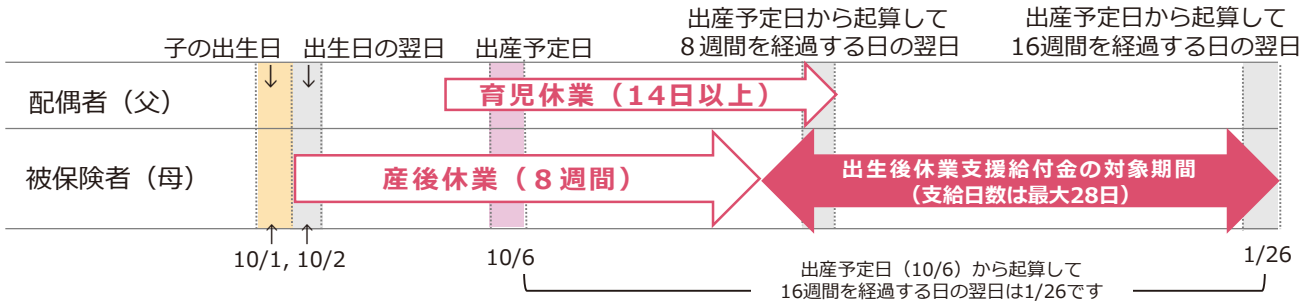

例３、例４の場合、配偶者（父）が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業（出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業）をしているため、被保険者（母）が、出生後休業支援給付金の対象期間に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を通算して14日以上取得した場合は、出生後休業支援給付金の支給対象となります。

■ 出生後休業支援給付金の支給要件の確認のポイント

出生後休業支援給付金の支給を受けるには、被保険者が配偶者の要件を満たした上で、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を14日以上取得している必要があります。

被保険者が配偶者の要件を満たす場合

被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合

- 「配偶者の育児休業を要件としない場合」のいずれかの事由（主に、４，５，６のいずれか）に該当することになりますので、支給申請書の「配偶者の状態」欄に、該当する番号を記載の上、母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）を提出してください。

被保険者が母親、または、子が養子の場合

配偶者がいない

- 「配偶者の育児休業を要件としない場合」の「１」に該当することになりますので、支給申請書の「配偶者の状態」欄に「１」と記載の上、20ページの該当する書類を提出してください。
- 配偶者が行方不明の場合（条件があります）、配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない場合、被保険者が配偶者から暴力を受け別居中の場合も同等に取り扱いますので、支給申請書の「配偶者の状態」欄に該当する番号を記載の上、20ページの該当する書類を提出してください。

配偶者がいる

配偶者が雇用される労働者でない

- 「配偶者の育児休業を要件としない場合」の「４」または「５」に該当することになりますので、支給申請書の「配偶者の状態」欄に該当する番号を記載の上、20ページの該当する書類を提出してください。

配偶者が雇用される労働者である

配偶者が給付金の対象となる育児休業を取得することができない

- 「配偶者の育児休業を要件としない場合」の「７」に該当することになりますので、支給申請書の「配偶者の状態」欄に「７」と記載の上、「配偶者が給付金の対象となる育児休業を取得することができないことの申告書（様式は21ページ）及び当該申告書にある必要書類を提出してください。

配偶者が給付金の対象となる育児休業を取得することができる

配偶者が一定の期間（注）内に14日以上の育児休業をしている

- 配偶者が雇用保険被保険者の場合は支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄に、配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合は支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄に記載の上、19ページの配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類を提出してください。

（注意）配偶者が雇用保険被保険者の場合は、ハローワークで配偶者の給付金が支給決定されていることを確認しますので、**配偶者の出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください**。

配偶者が一定の期間（注）内に14日以上の育児休業をしていない

（注）一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

被保険者が配偶者の要件を満たす場合は、被保険者は、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を14日以上取得していれば、出生後休業支援給付金の支給要件を満たすこととなります。

被保険者は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしません。

（注意）原則として、出生後休業支援給付金の支給申請は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行うこととなります。出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、**出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください**。

（2）支給額

育児休業給付金の支給額　＝
休業開始時賃金日額※1×支給日数※2×67%（育児休業開始から181日目以降は50%）※3
出生後休業支援給付金の支給額　＝
休業開始時賃金日額※1×対象期間内の被保険者の休業期間の日数（28日が上限）※4 ×13%

※１：
同一の子に係る最初の出生時育児休業又は育児休業開始前（産前産後休業を取得した被保険者の方が育児休業を取得した場合は、原則として産前産後休業開始前）直近６か月間（賃金支払基礎日数が11日未満の賃金月は除く。また、当該休業開始前の２年間に賃金支払基礎日数が11日以上の賃金月が６か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である賃金月）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金と３か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）の総額を180で除して得た額（上限額及び下限額があります。）をいいます。

※２：
支給日数は、原則30日間。休業終了日の属する支給単位期間は、休業終了日までの日数です。また、**支給単位期間の途中で離職した場合、離職日（喪失日の前日）までが支給対象です。ただし、2025（令和７）年３月31日以前に離職した被保険者については、喪失日の属する支給単位期間の前の支給単位期間までが支給対象です。**

※３：
出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付金の給付率67%の上限日数である180日に通算されます。181日目以降は給付率50%となります。

※４：
出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休に対して出生後休業支援給付金が支給されている場合など、同一の子に対して既に出生後休業支援給付金が支給されている場合は、支給済日数分を差し引いた日数が上限日数となります。

■ 支給上限額（令和８年７月31日までの額）
休業開始時賃金日額の上限額は16,110円、下限額は3,014円となります。
支給日数が30日の場合の支給上限額と支給下限額は以下のとおりです。

（給付率67%）支給上限額　323,811円　　支給下限額　60,581円
（給付率50%）支給上限額　241,650円　　支給下限額　45,210円

支給下限額は育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われなかった場合の額であり、以下の例のとおり、育児休業中に支払われた賃金額によってはこの額を下回ることがあります。
　なお、出生後休業支援給付金については、支給日数が28日の場合の支給上限額と支給下限額は次のとおりです。

（給付率13%）支給上限額　58,640円　　支給下限額　10,970円

■ **育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合**

支払われた賃金の額	育児休業給付金の支給額	出生後休業支援給付金の支給額
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の**13%（30%※1）以下**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%（50%※2）**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%**
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の**13%（30%※1）超～80%未満**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%ー賃金額**	**休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%**
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の**80%以上**	**支給されません**	**支給されません**

※１　育児休業の開始から181日目以降は30%
※２　育児休業の開始から181日目以降は給付率50%

- 事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下であれば、育児休業給付金、出生後休業支援給付金ともに減額されません。
- 事業主から賃金が支払われ育児休業給付金の額が減額される場合でも、出生後休業支援給付金の額は減額されませんが、事業主から支払われた賃金の額が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上の額となり育児休業給付金が支給されない場合は、出生後休業支援給付金も支給されません。

例：**休業開始時の賃金日額は10,000円（賃金月額は300,000円）** ※育児休業終了日を含まない支給単位期間の場合

- 支給単位期間に賃金が支払われていない場合
  育児休業給付金の支給額＝10,000円×30日×67%＝201,000円
  出生後休業支援給付金の支給額＝10,000円×28日×13%＝36,400円

- 支給単位期間に賃金120,000円が支払われた場合（支払われた賃金が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の13%超～80%未満）
  育児休業給付金の支給額＝240,000円－120,000円＝120,000円
  出生後休業支援給付金の支給額＝10,000円×28日×13%＝36,400円
  ※出生後休業支援給付金の額は減額されません。

【参考】
休業開始時賃金月額の80%
＝10,000円×30日×80%
＝240,000円

ご注意ください　育児休業期間を対象とした賃金の取扱い

「育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」とは、原則、支給単位期間中に支払日のある給与・手当等の賃金総額をいいます。ただし、育児休業給付金の初回申請の最初の支給単位期間において、**一部分でも育児休業期間外を対象とするような給与・手当等や対象期間が不明確な給与・手当等は賃金に含めず、育児休業期間中を対象としていることが明確な給与・手当等のみ含めます。**
なお、出生時育児休業給付金とは取扱いが異なりますのでご注意ください。

例：賃金締切日20日、賃金支払日25日、休業開始日４月15日の場合
　支給単位期間その１（４月15日～５月14日）←①賃金支払日４月25日（３月21日～４月20日分）
　支給単位期間その２（５月15日～６月14日）←②賃金支払日５月25日（４月21日～５月20日分）
①には、**３月21日～４月14日の期間（育児休業の期間外を対象とした給与）**が含まれていますが、その分は「育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」に含めません。

育児休業給付金の支給を受けた期間は、雇用保険の基本手当、高年齢求職者給付金の所定給付日数に係る算定基礎期間から除いて算定されます。

（3）支給単位期間

「支給単位期間」とは、育児休業を開始した日から起算した１か月ごとの期間（休業開始日（または応当日）から翌月の応当日の前日※まで。その１か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間）をいいます。
育児休業を２回に分割して取得する場合は、それぞれの休業期間ごとに考えます。
※　応当日がない場合は、その月の月末を応当日とみなします（例えば、５月31日の翌月応答日は６月30日です。）。

例：産後休業に引き続き、子が１歳に達する日の前日まで育児休業を取得した場合

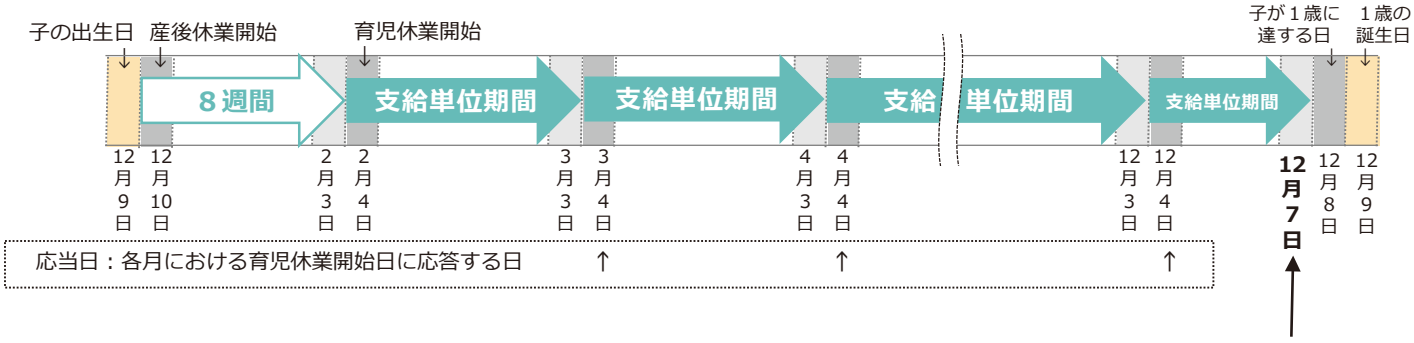

（4）受給資格確認・支給申請手続

【育児休業給付受給資格確認手続・育児休業給付金の初回支給及び出生後休業支援給付金の支給申請手続】

育児休業給付金・出生後休業支援給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が以下の受給資格確認手続を行う必要があります。
事業主が支給申請手続を行う場合は、受給資格の確認の申請と初回の育児休業給付金の支給申請を同時に行うこともできます。この場合の初回の育児休業給付金の支給申請は、原則として最初と次の**2つの支給単位期間**について行うようにしてください。ただし、被保険者本人が希望する場合は、１つの支給単位期間での申請も可能です。

- 受給資格がある場合
  受給資格確認手続のみ行ったときは、「育児休業給付受給資格確認通知書」と「育児休業給付金・出生後休業支援給付金支給申請書」が交付されます。
  初回の支給申請手続も同時に行ったときは、「育児休業給付金支給決定通知書」と「（次回申請用）育児休業給付金・出生後休業支援給付金支給申請書」が交付されます。また、出生後休業支援給付金の支給要件を満たした場合は「出生後休業支援給付金支給決定通知書」が、満たさない場合は「出生後休業支援給付金不支給決定通知書」が交付されます。
  「育児休業給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金支給決定通知書」、「出生後休業支援給付金不支給決定通知書」は、被保険者の方にお渡しください。
- 受給資格がない場合
  「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されます。被保険者の方にお渡しください。

提出者	原則、被保険者を雇用している事業主。ただし、本人の希望があれば被保険者が直接提出することも可能。
提出書類 ①②の両方	**① 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（28頁参照）** **② 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（29頁参照）** ・受給資格確認と同時に初回の育児休業給付金の支給申請を行わない場合、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」は、「育児休業給付受給資格確認票」としてのみ使用してください。 ・初回の育児休業給付金と出生後休業支援給付金は、②の書類で一体的に申請することを原則としますが、初回の育児休業給付金の支給決定後に出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行うことも可能です。この場合は、**出生後休業支援給付金支給申請書（31頁参照）**で申請してください。 ・②の書類には、払渡希望金融機関の記入欄があります。以前に雇用保険の給付（例えば基本手当）の支給を受けていた方は、そのときの口座を使用することもできます。また、マイナポータルに公金受取口座を登録している方は、ハローワークに個人番号を届け出ていれば、その口座を使用することもできます。 **・初回の育児休業給付金の申請以前に、同一の子に係る育児休業について出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受けている場合は、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の提出は不要です。**
添付書類 ①②の両方。 ③は該当する場合のみ	① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など 育児休業を開始・終了した日、賃金の額と支払状況を証明できるもの ② 母子健康手帳（出生届出済証明のページと分娩予定日が記載されたページ）、住民票、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）など 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認することができるもの（写し可） ③ 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク　※電子申請も利用できます

（次ページに続きます）

（前ページの続き）

提出時期	● 受給資格確認手続のみ行う場合 **初回の支給申請を行う日まで** ● 初回の支給申請も同時に行う場合 **被保険者の育児休業開始日から起算して４か月を経過する日の属する月の末日まで**※ 例：育児休業開始日が７月10日の場合　⇒　４か月を経過する日は11月９日、提出期限は11月30日まで 支給対象被保険者が母親の場合、産後休業（出生日の翌日から起算して８週間）の後、引き続き育児休業を取得する場合、「育児休業開始日」は出生日から起算して58日目に当たる日となります。 ※　高年齢雇用継続給付の支給申請月は、事業所ごとに申請月（奇数月型または偶数月型）が指定されています。この申請月にあわせて育児休業給付の支給申請手続を行うことができます。 初回の支給申請時に育児休業給付金の支給要件のみ満たしている場合は、育児休業給付金のみ支給決定され、出生後休業支援給付金は不支給となりますが、後日出生後休業支援給付金の支給要件を満たした場合は、**要件を満たした日から10日以内**に出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。 ● 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合 **被保険者の育児休業開始日から起算して４か月を経過する日の属する月の末日まで** この場合、初回の育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できません。初回の育児休業給付金支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いします。

- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書には、個人番号（マイナンバー）を記載して提出してください。
- 育児休業給付金は届け出た被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約１週間で振り込まれます。

分割で取得する２回目の育児休業に係る申請の場合、改めて受給資格の確認を行う必要はありませんが、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」での提出※が必要になります。当該２回目の育児休業に係る支給単位期間は、当該２回目の休業開始日（または応当日）から翌月の応当日の前日までの１か月間ごとです。「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の提出は、１回目の育児休業で提出済みのため再度の提出は不要です。
※　電子申請を利用する場合は、「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（分割取得）（令和７年４月以降手続き）」にて提出してください。

【出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類】

- 被保険者の配偶者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間に14日以上の育児休業をした場合は、配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類を提出してください。
- 被保険者の配偶者が、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当している場合は、配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認できる書類（20頁参照）を提出してください。

■ 配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類

配偶者が雇用保険被保険者である場合	・世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの ※ 支給申請書の「配偶者の被保険者番号」欄を記載してください。（ハローワークにおいて、記載された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。）
配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ②育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、または、育児休業手当金の支給決定通知書の写しなど、配偶者の育児休業の取得期間を確認できるもの ※ 支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記載してください。

■ 「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していることが確認できる書類

※　被保険者の配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」のいずれかに該当することから、**母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（いずれも写し可）**を提出すれば、下表に記載の確認書類を省略することができます。ただし、支給申請書の「配偶者の状態」欄には下表の該当する番号を記載してください。

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	① 戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し または ②被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において３か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。）	1	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が３か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）の写しでも可。）
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10 条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか
配偶者が無業者	4	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため） ※　課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳（出生届済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書））、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	7	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書（21頁参照）及び申告書に記載された必要書類。

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、出生後休業支援給付金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により給付金の対象となる育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		昭和 平成　　年　　月　　日生

※　該当するチェック欄（いずれか一つ）に✔を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由	必要書類
□	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日雇労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 （　　－　　）
□	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者（※）であるため ※　子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日から６か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日　令和　　年　　月　　日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和　　年　　月　　日
□	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに〇をつけてください。 (ｱ)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が１年に満たない場合 (ｲ)育児休業申出の日から１年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ｳ)出生時育児休業の申出の日から８週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ｴ)１週間の所定労働日数が２日以下の場合	・左記(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
□	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
□	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険被保険者でないことの証明書 （１週間の所定労働時間が 20 時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。）
□	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・下の欄に、配偶者の被保険者番号を記入してください。（必要書類はありません。） （　　－　　－　　）
□	⑦雇用保険被保険者であった期間が１年未満のため、育児休業給付を受給することができない	
□	⑧雇用保険被保険者であった期間は１年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの） ※子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が１年未満の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、証明書は不要です。 （　　－　　－　　）
□	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して 14 日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書及び育児休業申出書等 ※配偶者が賃金が支払われたことにより既に不支給決定を受けている場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、育児休業証明書及び添付書類は不要です。 （　　－　　－　　）

令和　　年　　月　　日　　氏　名

公共職業安定所長　殿

雇用保険被保険者でないことの証明書

下記の者は、雇用保険被保険者でないことを証明します。

記

フリガナ

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日：　昭和・平成　　年　　月　　日

住　　所：〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上

令和　　年　　月　　日

事業所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

賃金支払状況についての証明書

下記の者は、当事業所において雇用保険被保険者の資格を取得していますが、被保険者の子の出生日以前２年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の）完全月が 12 か月に満たないことを証明します。

記

被保険者の氏名	（フリガナ）	
被保険者番号	― ―	
被保険者の子の出生年月日	令和　　年　　月　　日	
被保険者の子の出生日以前２年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の）完全月の月数		か月

令和　　年　　月　　日

事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

育児休業証明書

当社においては、育児休業中も賃金を支払っているため、従業員が育児休業給付を受給することができません。

当社の従業員である下記の者につきまして、子の出生後８週間の期間（注）の出生時育児休業期間または育児休業期間の就業状況等は下記のとおりであり、賃金の支払いがなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、通算して 14 日以上取得していることを、証明いたします。

記

１　従業員の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　従業員の被保険者番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　出産年月日　令和　　年　　月　　日　　４　出産予定日　令和　　年　　月　　日

４　出生時育児休業の期間及び就業の状況

①令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　就業日数　　日（就業時間　　時間）

②令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　就業日数　　日（就業時間　　時間）

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が 10 日（出生時育児休業の取得日数が 28 日に満たない場合は、当該取得日数を 28 日で除して得た率に応じた就業日数）を超える場合に記入してください。

５　育児休業の期間及び就業の状況

①令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　就業日数　　日（就業時間　　時間）

②令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　就業日数　　日（就業時間　　時間）

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が 10 日を超える場合に記入してください。

上記の記載事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

〇〇公共職業安定所　殿

事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、記載された出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類を添付してください。

（注意）従業員の配偶者が出生後休業支援給付金の支給申請を行った後で、証明書の内容が偽りであったことが判明した場合は、従業員の配偶者が不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

（注）子の出生後８週間の期間とは、子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して８週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。

【育児休業給付金の２回目以降の支給申請手続】

育児休業給付金の申請は、原則として２か月に一度行ってください。
被保険者本人が希望する場合、１か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

提出者	被保険者を雇用している事業主 やむを得ない理由で、事業主経由での提出が困難な場合や、被保険者本人が自ら申請手続を希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能です。
提出書類	**育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（ハローワークが交付）（30頁参照）**（※）
添付書類	賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカードなど 育児休業給付金支給申請書の記載内容を確認できるもの
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク　※電子申請も利用できます
提出時期	**公共職業安定所長が指定する支給申請期間** ハローワークが交付する「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。

（※）
　受給資格確認手続のみが行われた場合で、受給資格確認時に被保険者の配偶者の育児休業取得状況または被保険者の配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認済みのときは、この「育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」で育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給申請手続を行うことができます。この場合、あらためて出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）を提出していただく必要はありません。
　受給資格確認時に被保険者の配偶者の育児休業取得状況または被保険者の配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認できなかった場合に、出生後休業支援給付金の支給申請を行うときは、この申請書と別に、「出生後休業支援給付金支給申請書」（31頁参照）に出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（19～24頁参照）を添えて申請してください。

いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給

(１) 概　要

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下A～Cすべての要件を満たすと、子が１歳２か月に達する日の前日までの間に、最大１年まで育児休業給付金が支給されます。⇒ **例１・２**

- 母親の場合は、出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業期間を合わせて最大１年です。
- 父親の場合は、出生時育児休業期間と育児休業期間を合わせて最大１年です。

A 育児休業開始日が、当該子の１歳に達する日の翌日以前であること
B 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること
C 配偶者が当該子の１歳に達する日以前に育児休業を取得していること

B、Cの配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
配偶者が国家公務員、地方公務員等である場合も含みます。

(２) 申 請 方 法

原則、**子が１歳に達する日を含む支給単位期間までの支給申請時**に、18頁の添付書類に加え、下記書類を添付して提出してください。
「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（29頁参照）の場合は27欄と28欄、「育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（30頁参照）の場合は19欄と20欄に記載して提出してください。

（添付書類）
- 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの
- 配偶者の育児休業取扱通知書等、支給対象者の育児休業開始日が当該子の１歳に達する日の翌日以前で、かつ、当該被保険者の配偶者の育児休業の初日以後であることを確認できるもの

例１：被保険者がパパ・ママ育休プラス期間を含み育児休業を取得した場合

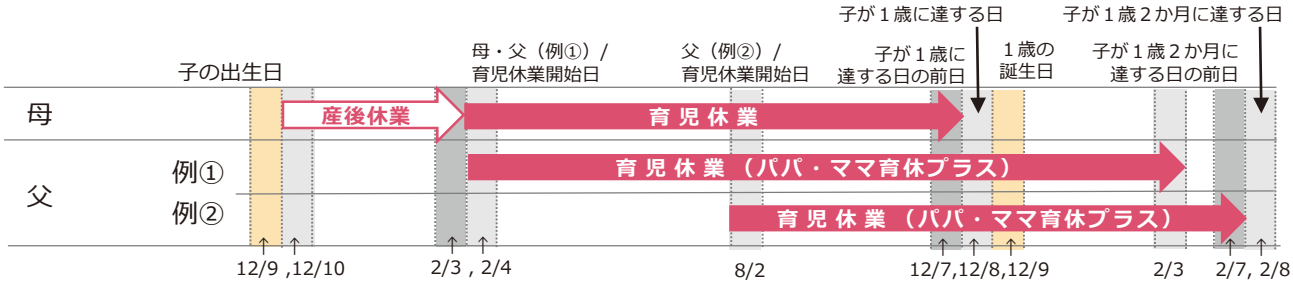

例①、例②ともに父の育児休業は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日(2/4)以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（通算上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。

例２：父母の育児休業がともにパパ・ママ育休プラスの対象となる場合

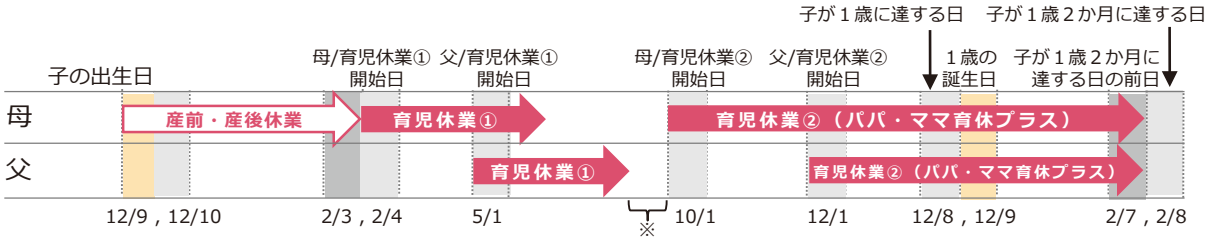

母の育児休業②は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（5/1）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（出生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。
父の育児休業②は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（2/4）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（通算上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。
※　１歳達する日までの期間における育児休業は、休業期間が重複したり連続している必要はありません。

また、パパ・ママ育休プラス制度（前頁参照）を利用する場合であって、延長事由（32頁参照）に該当する場合の育児休業給付金の支給対象期間の取扱いについて、事例をお示しします。

例３：父母いずれかの育児休業がパパ・ママ育休プラスの対象となる場合①

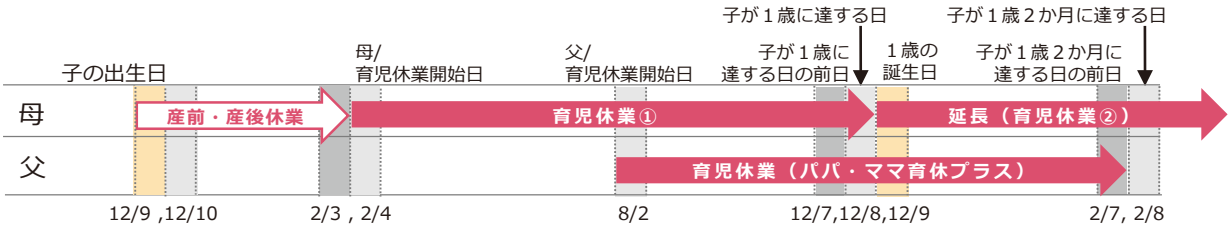

母の育児休業②は、出生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限の１年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由（32頁参照）を満たす場合は、１歳６か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。
父の育児休業は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（2/4）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（通算上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。

例４：父母いずれかの育児休業がパパ・ママ育休プラスの対象となる場合②

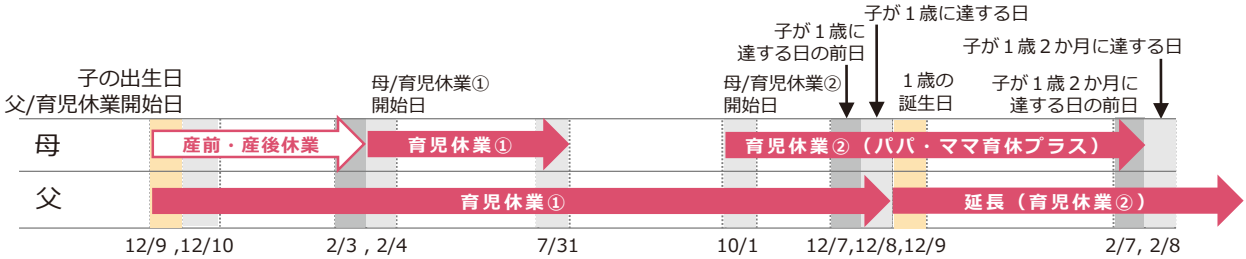

母の育児休業②は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（12/9）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（出生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。
父の育児休業②は、育児休業期間が上限の１年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由（32頁参照）を満たす場合は、１歳６か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

例５：パパ・ママ育休プラスの対象とならない場合

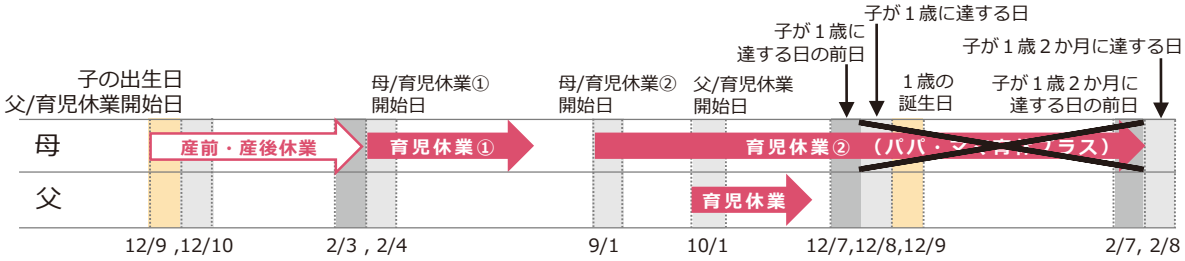

母の育児休業②は、育児休業開始日が配偶者の育児休業の初日（10/1）前であるためパパ・ママ育休プラスの対象となりません。
（延長事由（32頁参照）を満たす場合は、１歳６か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。）

例６：パパ・ママ育休プラス適用時に１歳６か月までの育児休業を行う場合①

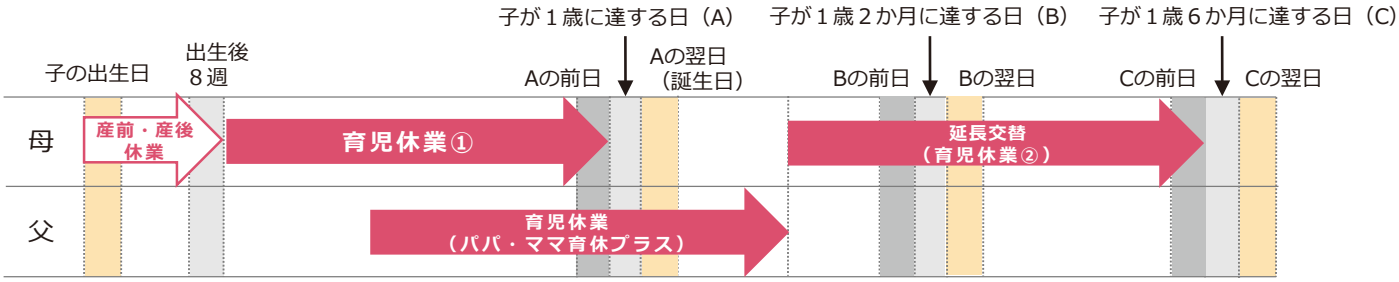

母の育児休業②は、配偶者が子が１歳に達する日（※）に育児休業を行っており、育児休業開始日が子が１歳に達する日（※）の翌日であるため、延長事由（32頁参照）を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。
父の育児休業は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（通算上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。
※　パパ・ママ育休プラスの適用を受ける場合は、１歳に達する日後の休業終了予定日と読み替えて適用されます。

例７：パパ・ママ育休プラス適用時に１歳６か月までの育児休業を行う場合②

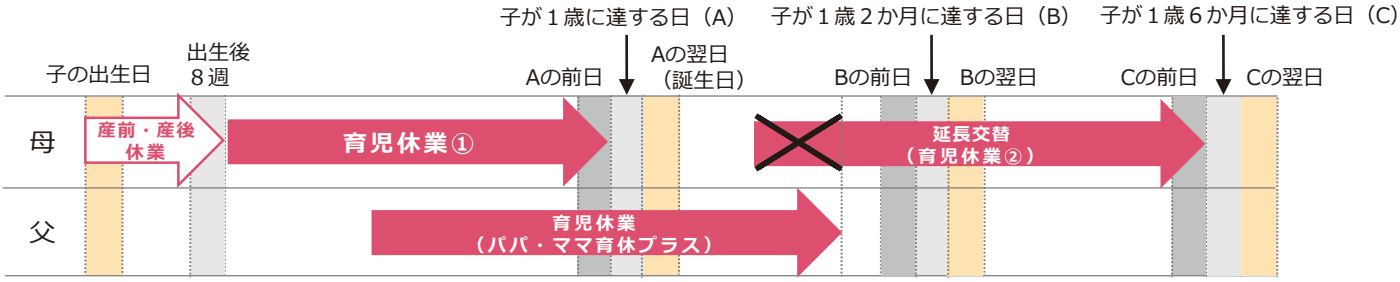

母の育児休業②は、配偶者が子が１歳に達する日（※）に育児休業を行っており、育児休業開始日が子が１歳に達する日（※）の翌日前であるため、育児休業給付金の支給対象となりません。
父の育児休業は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（通算上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。
※　パパ・ママ育休プラスの適用を受ける場合は、１歳に達する日後の休業終了予定日と読み替えて適用されます。

例８：パパ・ママ育休プラス適用時に１歳６か月までの育児休業を行う場合③

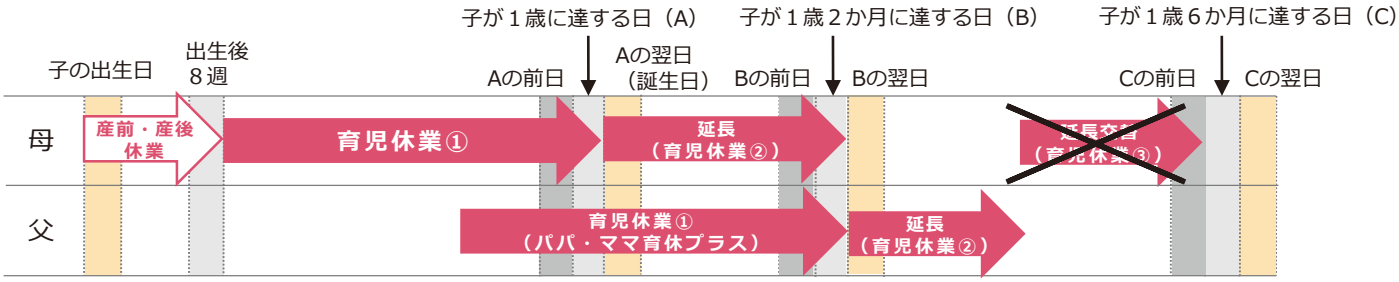

母の育児休業②は、出生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限の１年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりません。延長事由（32頁参照）を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。この場合、母の育児休業③は、１歳～１歳６か月の期間における２回目の育児休業となるため、除外事由（11頁参照）の一つ目の事由に該当しない限り、育児休業給付金の支給対象となりません。
父の育児休業①は、育児休業開始日が子が１歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（2/4）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、１歳２か月に達する日前までの期間（通算上限１年）、育児休業給付金の支給対象となります。父の育児休業②は、延長事由（32頁参照）を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。

記載例：雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

様式第10号の2の2

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 ~~所定労働時間短縮開始時賃金証明書~~ （安定所提出用）（介護・育児）

Ⅰ

①被保険者番号	8800-802047-9	③ フリガナ	テキヨウ ユウコ
②事業所番号	4900-0001111-1	休業等を開始した者の氏名	適用 優子
④休業等を開始した日の年月日	令和 X 年 11 月 5 日		
⑤ 名称	株式会社 労働保険 立川支店	⑥休業等を開始した日の住所又は居所	〒359－0044 所沢市並木6－34
事業所所在地	立川市錦町 1－19－1	電話番号	（020）8809－X098
電話番号	042－948－9809		

この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。
住所 東京都千代田区霞ヶ関 1－11
事業主
氏名 代表取締役 保険 智

Ⅲ 休業等を開始した日前の賃金支払状況等

⑦休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間 Ⅱ	⑧⑦の期間における賃金支払基礎日数	⑨ 賃金支払対象期間 Ⅳ	⑩⑨の基礎日数	⑪ 賃金額 Ⅴ Ⓐ	Ⓑ	計	⑫ Ⅵ 備考
休業等を開始した日 11月5日							
10月5日～休業等を開始した日の前日	0日	10月 5日～休業等を開始した日の前日	0日	0			自X.7.30
7月5日～8月4日	25日	7月21日～8月20日	9日	90,000			至X.11.4 98日間
6月5日～7月4日	30日	6月21日～7月20日	30日	300,000			出産のため賃金支払なし
5月5日～6月4日	31日	5月21日～6月20日	31日	300,000			
4月5日～5月4日	30日	4月21日～5月20日	30日	300,000			
3月5日～4月4日	31日	3月21日～4月20日	31日	300,000			
2月5日～3月4日	29日	2月21日～3月20日	29日	300,000			
1月5日～2月4日	31日	1月21日～2月20日	31日	300,000			
12月5日～1月4日	31日	月 日～月 日	日				
11月5日～12月4日	30日	月 日～月 日	日				
10月5日～11月4日	31日	月 日～月 日	日				
9月5日～10月4日	30日	月 日～月 日	日				
8月5日～9月4日	31日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				

⑬賃金に関する特記事項 Ⅶ

休業開始時賃金月額証明書 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 令和 年 月 日 （受理番号 号）

⑭（休業開始時における）雇用期間 イ 定めなし ㋺ 定めあり → 令和 Ⅻ年 9月 30日まで（休業開始日を含めて 1年 10ヵ月）

Ⅷ ※公共職業安定所記載欄

雇用保険法施行規則第14条の 第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。
本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを説明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

[例示説明]
- **令和X年11月5日に育児休業を開始する場合 （令和X年9月9日出産）**
- **賃金締切日が各月20日**

Ⅵ ⑫欄

⑦欄から⑪欄の参考となることを記入してください。

例・賃金未払いがある場合
- 出産・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- 休業手当が支払われたことがある場合
- ⑧欄の基礎日数が11日以上の月が12か月以上ない場合、または、⑩欄の基礎日数が11日以上の完全月が６か月ない場合は、⑧欄または⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

Ⅶ ⑬欄

３か月以内の期間ごとに支払われる賃金（特別の賃金）について記入してください。該当がない場合には斜線を引いてください。

Ⅷ ⑭欄

休業開始時点での休業を行う者についての雇用期間の定めの有無を記載してください。雇用期間の定めがある場合は雇用期間の最終日及び休業開始日から雇用期間の最終日までの期間を記入してください。

Ⅰ ④欄

被保険者が１歳に満たない子を養育するための休業を開始した日を記入してください。

Ⅱ ⑦欄

「休業を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。
休業開始した日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上（または賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上）ある月を2年間確認しますが、賃金支払基礎日数が11日以上（または賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上）ある被保険者期間算定対象期間が12か月以上記入があれば記入はそこまでで結構です。
※離職証明書の記入方法に準じて記入してください。

Ⅲ ⑧・⑩欄

⑦欄もしくは⑨欄の期間における賃金支払の基礎となった日数をそれぞれ記入してください。
有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

Ⅳ ⑨欄

最上段には休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間確認しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が11日以上の月を６か月以上記入があれば記入はそこまでで結構です。６か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。
※離職証明書の記入方法に準じて記入してください。

Ⅴ ⑪欄

月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。
A 欄または B 欄いずれか一方の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

記 載 例：育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
（育児休業給付金の申請と、出生後休業支援給付金の申請を行う場合）

■ 第101条の30、第101条の42関係（第1面）

育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 15405

1.被保険者番号 5050-123456-7

2.資格取得年月日 4-280401

3.被保険者氏名 育休 花子　フリガナ（カタカナ） イクキュウ ハナコ　Ⅰ

4.事業所番号 1300-987654-3

5.育児休業開始年月日 5-0X0411　6.出産年月日 （3 昭和 4 平成 5 令和） 5-0X0407

Ⅱ 8.過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業取得の有無 □

Ⅲ 9.個人番号 121234567890

7.出産予定日 □-□□□□□□

10.被保険者の住所（郵便番号） 100-9988　Ⅳ

12.被保険者の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。） 090-XXXX-XXXX（市外局番・市内局番・番号）

11.被保険者の住所（漢字）※市・区・郡及び町村名 千代田区霞が関

被保険者の住所（漢字）※丁目・番地 4-5-6

被保険者の住所（漢字）※アパート、マンション名等

Ⅴ 13.支給単位期間その１（初日）（末日） 5-0X0411-0510

Ⅵ 14.就業日数 0　15.就業時間 0　16.支払われた賃金額 0 円

17.支給単位期間その２（初日）（末日） 5-0X0511-0610

18.就業日数 0　19.就業時間 0　20.支払われた賃金額 0 円

21.最終支給単位期間（初日）（末日）　22.就業日数　23.就業時間　24.支払われた賃金額

25.職場復帰年月日

26.支給対象となる期間の延長事由－期間（1 保育所における保育が実施されないこと　2 養育を予定していた配偶者の死亡　3 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等　4 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居　5 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等　6 他休業事由の消滅）

Ⅶ 27.パパ・ママ育休プラス制度活用 1

28.配偶者の被保険者番号 5050-999999-9

29.配偶者の育児休業開始年月日 □-□□□□□□

30.育児休業再取得理由（1 他休業事由の消滅　2 配偶者等の事由　3 子や保育の事情　5 延長交替）

31.配偶者の状態（1 配偶者がいない　2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない　3 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中　4 配偶者が無業者　5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない　6 配偶者が産後休業中　7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない）　Ⅷ

払渡希望金融機関指定届

32.公金受取口座利用希望 1（マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。）Ⅸ

金融機関名称・支店名称　本店・支店

33.金融機関・店舗コード　口座番号　▼ゆうちょ銀行以外はここまで（ゆうちょ銀行の場合は、「9900000」を記載してください。）（口座番号は「0」を省略せずに7桁で記載してください。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)・番号(8桁)を続けて記載してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

（裏 面）

第101条の30、第101条の42関係（第2面）

上記被保険者が育児休業を取得し、上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

事業所名（所在地・電話番号）（株）行政物流 東京都千代田区霞が関４－５－５ 03 -5253 -1111

令和 X年 7月 1日　事業主名 代表取締役 行政 浩二

上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第１０１条の３０、第１０１条の４２の規定により、上記のとおり育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給を申請します。

令和 X年 7月 3日　〇〇 公共職業安定所長 殿　Ⅹ　フリガナ イクキュウ イチロウ　申請者氏名 育休 一郎

備考	賃金締切日 日 / 賃金支払日 当月・翌月 日	通勤手当 有（毎月・３か月・６か月・　）/ 無	※処理欄	資格確認の可否	可・否	
				資格確認年月日	令和 年 月 日	
				通知年月日	令和 年 月 日	

Ⅰ 5・6欄

５欄に育児休業開始年月日、６欄に出産年月日を記載してください。

Ⅱ 8欄

過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがある場合、８欄に「１」と記載してください。

Ⅲ 9欄

被保険者の個人番号を記載してください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、個人番号を登録した場合は記載不要です）。

Ⅳ 10・11欄

被保険者の住所を記載してください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、その時に登録した住所から変更がない場合は記載不要です）。

Ⅴ 13・17欄

支給単位期間その２（17欄）の初日は、支給単位期間その１（13欄）の初日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日）です。支給単位期間その１の末日は支給単位期間その２の初日の前日です。

Ⅵ 14～16、18～20欄

13・17欄の支給単位期間中に就業した日数について、14・18欄に（就業した日数が10日を超える場合、就業した時間数（１時間未満の時間数は切り上げ）を15・19欄に）、支払日のあった賃金総額について16・20欄に記載してください（17頁参照）。

Ⅶ 27欄

一定の場合で、子が１歳以降（１歳の誕生日の前日以降）１歳２か月未満までの期間も育児休業をする場合に記載してください（32頁参照）。

Ⅷ 28・29・31欄

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、28・29・31欄のいずれか（複数記載は不可）に次のとおりに記載してください。

- 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、28欄に被保険者番号を記載してください
- 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、29欄に育児休業開始年月日を記載してください。
- 配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、31欄に該当する番号を、記載してください。

（注）一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

Ⅸ 32欄

個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「１」を記入してください。「１」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。なお、過去に失業等給付や育児休業給付を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

Ⅹ 署名欄

被保険者本人が氏名を記載してください。被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合には、被保険者の署名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

記 載 例：育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書

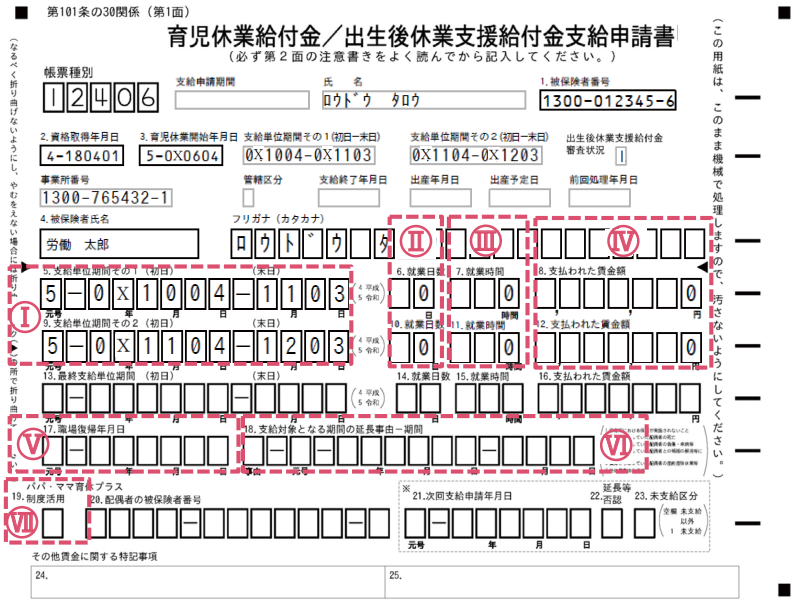

（裏 面）

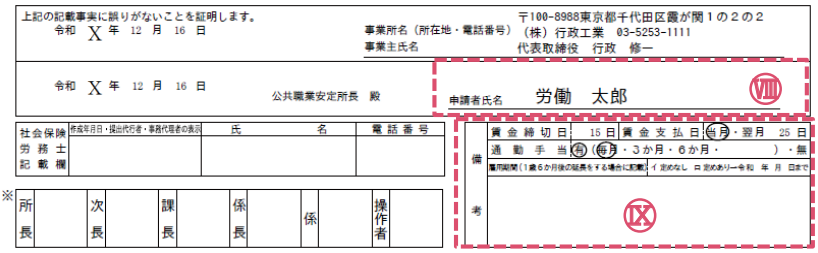

Ⅰ 5・9欄

支給単位期間その２（９欄）の初日は、支給単位期間その１（５欄）の初日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日）です。支給単位期間その１の末日は支給単位期間その２の初日の前日です。

Ⅱ 6・10欄

５・９欄の各支給単位期間中に就業した日数を記載してください。

Ⅲ 7・11欄

５・９欄の各支給単位期間中の就業した日数が10日を超える場合、就業した時間数（１時間未満の時間数は切り上げ）を記載してください。

Ⅳ 8・12欄

５・９欄の支給単位期間中に支払われた賃金のうち、育児休業期間を対象として支払われた賃金を記載してください（17頁参照）。

Ⅴ 17欄

支給決定通知書に記載の「支給期間」の末日前に職場復帰したことにより休業を終了した場合に記載してください。

Ⅵ 18欄

支給対象となる期間の延長手続を行う場合にのみ記載してください（32頁参照）。

Ⅶ 19欄

パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合に記載してください（25頁参照）。

Ⅷ 申請者氏名

被保険者本人が氏名を記載してください。被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合には、被保険者の記名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

Ⅸ 備考欄

「賃金締切日」、「賃金支払日」、「通勤手当」の欄は申請の都度記載してください。「雇用期間」の欄は期間を定めて雇用される方であって子が１歳６か月に達する日後の期間の延長手続を行う場合（32頁参照）にのみ記載してください。

通 知 例：育児休業給付受給資格確認通知書

育児休業給付の受給資格が確認された場合の通知例
（受給資格確認手続のみが行われた場合）

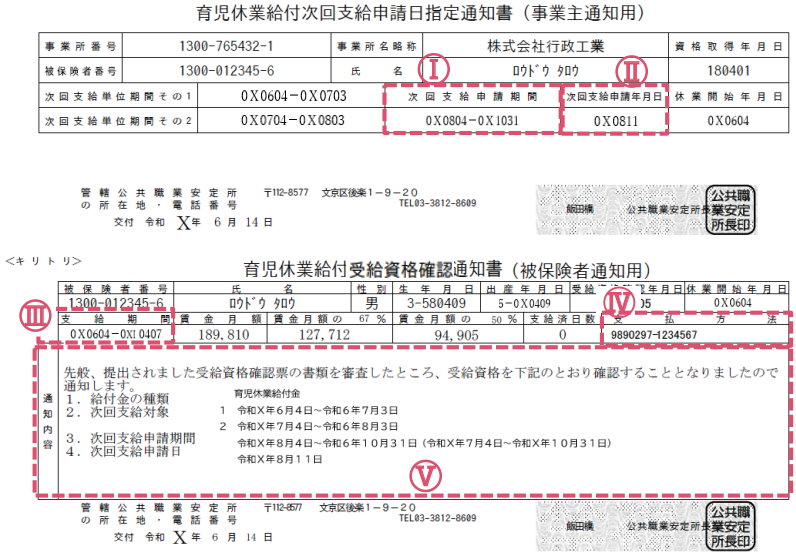

育児休業給付受給資格確認通知書は、「育児休業給付金支給申請書」とともに通知されます。「育児休業給付金支給申請書」は、上記記載例を参考に記載し、事業主の方を経由して提出してください。

Ⅰ 次回支給申請期間

この期間中の奇数月または偶数月に他の雇用継続給付に関する支給申請等と併せて行うことができます。

Ⅱ 次回支給申請年月日

次回申請日が指定されます。

Ⅲ 支給期間

支給期間の末日は、子の誕生日の前々日です。支給期間を延長する場合等は支給期間末日が変更されます。

Ⅳ 支払方法

指定した金融機関口座番号が記載されていることを確認してください。

Ⅴ 通知内容

受給資格を否認した場合はその旨が印字されます。
受給資格と同時に初回の育児休業給付金の支給申請が行われた場合は、支給決定された内容等が印字されます（18頁参照）。
次回支給対象１のみ申請することもできます。その場合の支給申請期間は（　）内の期間です。

記 載 例：出生後休業支援給付金支給申請書

出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合の記載例

育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できないため、育児休業給付金支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いします。

■ 第101条の42関係（第1面）

出生後休業支援給付金支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 10420

1.被保険者番号 5050-123456-7

2.資格取得年月日（3 昭和 4 平成 5 令和）4-28-04-01（元号 年 月 日）

3.被保険者氏名 育休 花子　フリガナ（カタカナ） イクキュウ ハナコ

4.事業所番号 1300-987654-3

5.育児休業開始年月日 5-0X04-11（元号 年 月 日） Ⅰ

6.個人番号

7.被保険者の住所（郵便番号） 100-9988

9.被保険者の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。） 090 -XXXX-XXXX（市外局番 市内局番 番号）

8.被保険者の住所（漢字）※市・区・郡及び町村名 千代田区霞が関

被保険者の住所（漢字）※丁目・番地 4－5－6

被保険者の住所（漢字）※アパート、マンション名等

10.配偶者の被保険者番号 5050-999999-9 Ⅱ

11.配偶者の育児休業開始年月日 －（元号 年 月 日）

12.配偶者の状態
1 配偶者がいない
2 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
3 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
4 配偶者が無業者
5 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
6 配偶者が産後休業中
7 上一覧以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

13.公金受取口座利用希望 1（マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。）

払渡希望金融機関指定届

金融機関名称・支店名称 本店・支店

14.金融機関・店舗コード　口座番号　▼ゆうちょ銀行以外はここまで

（ゆうちょ銀行の場合は、「9900000」を記載してください。）（口座番号は「0」を省略せずに7桁で記載してください。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)・番号(8桁)を続けて記載してください。）

※公共職業安定所記載欄

15.支払区分

16.未支給区分（空欄 未支給以外 1 未支給）

17.出生後休業支援給付金要件該当（1 あり 2 なし）

18.出生後休業支援給付金の支給日数

Ⅲ 雇用保険法施行規則第１０１条の４２関係の規定により、上記のとおり出生後休業支援給付金の支給を申請します。

令和 X 年 8 月 18 日　OO 公共職業安定所長 殿　フリガナ イクキュウ ハナコ 申請者氏名 育休 花子

備考

※処理欄 資格確認の可否 可・否 資格確認年月日 令和 年 月 日 通知年月日 令和 年 月 日

社会保険労務士記載欄 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者

(137) 2025.1

■

Ⅰ 5～8欄

被保険者の育児休業開始年月日、個人番号、住所を記載してください。

Ⅱ 10～12欄

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、10・11・12欄のいずれか（複数記載は不可）に次のとおりに記載してください。

- 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を一定の期間（＊）に14日以上取得した場合は、10欄に被保険者番号を記載してください
- 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（＊）に14日以上取得した場合は、11欄に育児休業開始年月日を記載してください。
- 配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、12欄に該当する番号を、記載してください。

＊ 一定の期間とは、「出生日または出産予定日のうち早い日」から「出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

Ⅲ 申請日

申請する日を記載してください。申請期間は、**被保険者の育児休業開始日から起算して４か月を経過する日の属する月の末日まで**です。

通 知 例：出生後休業支援給付金支給決定通知書

出生後休業支援給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	出産予定日
5050-031384-9	ｲｸｷｭｳ ﾊﾅｺ	女	4-040401	5-0X0414	5-0X0414

休業開始年月日	配偶者の被保険者番号	配偶者の休業開始年月日	配偶者の状態	賃金月額	賃金月額の13％
0X0611	5050-031383-6			210,000	27,300

支給済日数	支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号)	
28	0190720-	7654321

通知内容

出生後休業支援給付金を支給決定しましたので口座振込します。

出生後休業期間	支給日数	支給率	支給金額
0X0611-0710	28日	13%	25,480円

支給終了（出生後休業支援終了）

Ⅰ Ⅱ

Ⅰ 支払方法

指定した金融機関口座番号が記載されていることを確認してください。

Ⅱ 通知内容

賃金月額と休業日数を基にした支給金額が印字されます。計算方法は４頁を確認してください。なお、出生後休業支援給付金の支給の上限（28日）を既に超えている場合や被保険者の配偶者の要件を満たさない等、支給要件を満たさない場合はその旨を印字した出生後休業支援給付金不支給決定通知書を交付します。

3 支給対象期間の延長

（1）概 要

休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる事由（延長事由）によって、子が１歳に達する日（＊）後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が**１歳６か月に達する日前まで**の期間、育児休業給付金の支給対象となります。
さらに、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる事由（延長事由）によって、１歳６か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が**２歳に達する日前まで**の期間、育児休業給付金の支給対象となります。

（＊）パパ・ママ育休プラス制度（25頁参照）により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日。

１歳６か月または２歳まで支給対象となる場合（延長事由）

① 保育所等※1における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面保育が実施されない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る。）

下線部分は、2025（令和７）年４月から追加された要件です。子が１歳に達する日（＊）または１歳６か月に達する日が2025（令和７）年４月１日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、以下のいずれにも該当することが必要です。

- あらかじめ市区町村に対して保育利用の申込みを行っていること※2
- 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること※3
- 子が１歳に達する日（＊）の翌日または１歳６か月に達する日の翌日の時点で保育所等に利用ができる見込みがないこと※4 ※5

※１　保育所等とは、認可保育所、認定こども園等をいい、いわゆる無認可保育施設は含まれません。

※２　保育利用の申込みについて、次の要件を満たす必要があります。

- **入所申込年月日が子が１歳に達する日（＊）または１歳６か月に達する日までの日付となっていることが必要です。**
- **単に申込みを失念していた場合や、入所申込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申込みを行わなかった場合は、延長は認められません。ただし、次の例外があります。**

例外①：子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申込みを市区町村が受け付けない場合は、申込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②：お住まいの市区町村で、子が１歳に達する日（＊）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申込みの受け付けができないとされた場合は、１歳に達する日（＊）の翌日の２か月後までの日を入所希望日として入所申込みを行えば、延長が認められる場合があります。なお、この例外は１歳６か月に達する日後の延長時には認められません。

例）令和７年２月１日生まれの子について、居住する市区町村では令和８年２月及び３月入所の募集がなく、令和８年４月１日を入所希望日として申込みを行った場合

⇒　例外②に該当する場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（35頁参照）の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
・入所申込書の写し
・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※３　公共職業安定所長が認める具体的な要件は次のとおりです。

- **原則として子が１歳に達する日（＊）の翌日または１歳６か月に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申込みをしていること。**

注意！市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。

（前ページの続き）

- **申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと**

「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）

b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合

c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合

d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）

e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去３年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。

- **市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと**

入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

※４　子が１歳に達する日（＊）の翌日または１歳６か月に達する日の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日が子が１歳に達する日（＊）の翌日または１歳６か月に達する日の翌日の２か月前（４月入所申込みの場合は３か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書（入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）を添付してください。（34頁参照）

※５　やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者で、その子が１歳に達する日（＊）または１歳６か月に達する日後の期間に、常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合

- 死亡したとき
- 負傷、疾病等で、育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状況になったとき
- 婚姻の解消等で、配偶者が育児休業の申出に係る子と別居することになったとき
- 養育を予定していた配偶者が産前産後休業等を取得したとき

③ 当該被保険者の他の休業が終了した場合

- 当該子（A）に係る休業が、他の子（B）に係る産前産後休業または育児休業により終了し、その後、他の子（B）に係る休業が、当該他の子（B）の死亡または当該被保険者と同居しないこととなったことで終了したとき及び当該子（A）が１歳に達する日（＊）または１歳６か月に達する日の翌日が当該他の子（B）に係る休業期間に含まれるとき
- 当該子にかかる休業が、対象家族に係る介護休業により終了し、その後、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等で当該介護休業が終了したとき

※　③については、上記の理由に限られます。

（参考）年齢基準の整理

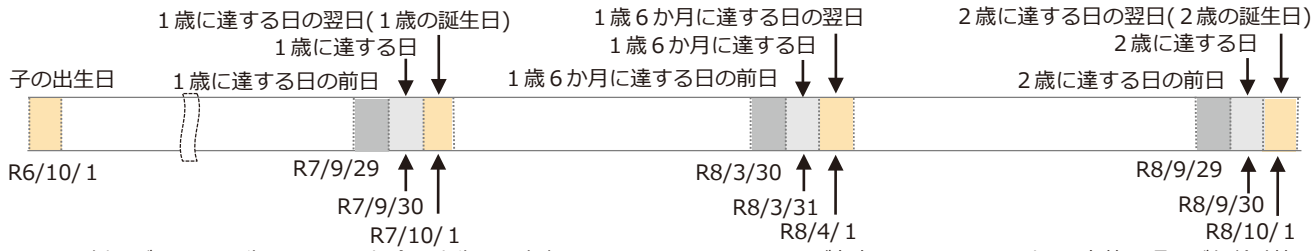

※　なお、例えば８月31日生まれの子の場合、出生日に応当する日となるべき2月31日が存在しないため、民法143条第２項及び年齢計算に関する法律の規定により、その月の末日、すなわち２月28日が１歳６か月に達する日となります。

（2）支給対象期間の延長手続

育児休業の申出に係る子について、１歳に達する日（＊）後の延長と、１歳６か月に達する日後の延長、それぞれの延長手続が必要です。

延長事由は、それぞれのタイミングで該当している必要があります。
子が１歳に達する日（＊）後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受ける場合は、以下の手続が必要です。

（＊）パパ・ママ育休プラス制度（25頁参照）により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日。

提出書類	**育児休業給付金・出生後休業支援給付金支給申請書** **18欄「支給対象となる期間の延長事由－期間」**に必要情報を記載してください。
添付書類	（保育所等に入れなかったことを理由に延長する場合） 以下、①、②、③のすべての書類 ①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（37頁参照） ②市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し※1～3 ※１　申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。なお、利用申込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。 ※２　申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。 ※３　申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。提出された申込書の写しの内容が実際の申込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。 ③市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など、市区町村によって名称が異なります。）※4 ※４　子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書等を提出してください。2025（令和７）年４月以後の期間について支給対象期間の延長を行う場合は、確認書類として有効な入所保留通知書等の範囲が明確になります。確認書類として有効な入所保留通知書等の範囲は次頁を参照してください。 ①、②の書類は2025年３月以前の期間について支給対象期間の延長を行う場合は必要ありません。 （その他の理由で延長する場合） ・世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し、母子健康手帳（写しも可） ・保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク　※電子申請も利用できます
提出時期	● 子が１歳に達する日（＊）前の支給単位期間について、子が１歳に達する日（＊）以後最初に提出するとき **⇒次ページの例** **支給単位期間⑤について支給申請を行う場合**で、子が１歳に達する日（＊）以後に支給申請書を提出するとき ● 子が１歳に達する日（＊）以後の日を含む支給単位期間について提出するとき **⇒次ページの例** **支給単位期間⑤の支給申請の際に手続を行わなかった場合**で、支給単位期間⑥に延長に係る期間を含めて支給単位期間❻として支給申請を行うとき

子が１歳６か月に達する日後の期間について支給単位期間の延長の取扱いを受ける場合は、「子が1歳に達する日（＊）」を「子が１歳６か月に達する日」と読み替えてください。

例：12月９日に出産、２月４日から育児休業を開始し支給単位期間の延長申請を行う場合

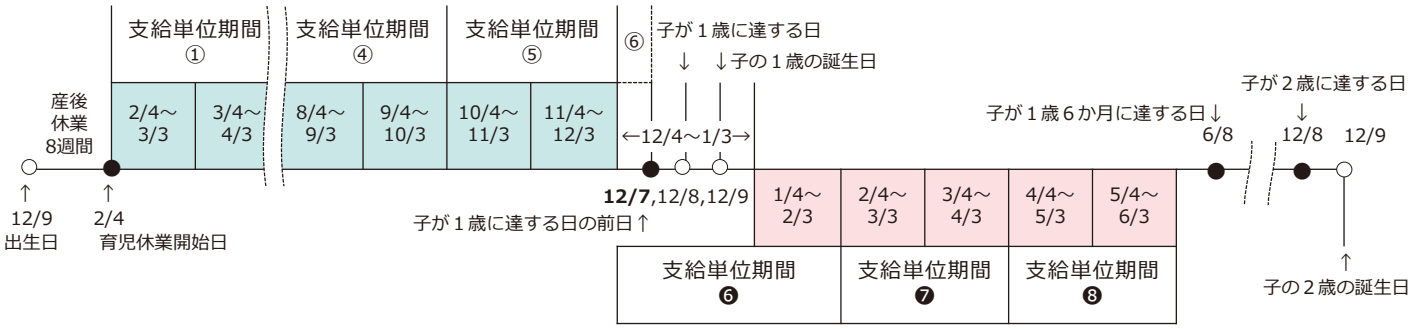

確認書類として有効な入所保留通知書等の範囲

子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか１通を提出してください。

- 発行年月日が子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前（４月入所申込みの場合は３か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
- 発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が１歳に達する日（＊）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

例１-１：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日以後に発行されている場合

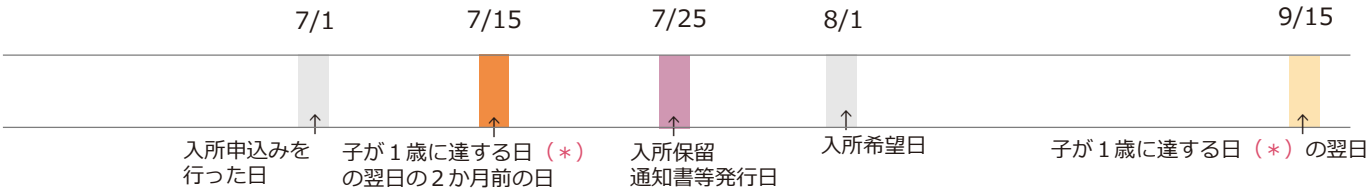

※　この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書等は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

例１-２：子が１歳に達する日の翌日の２か月前の日より前に発行されているが、保留の有効期間に子が１歳に達する日（＊）の翌日が含まれている場合

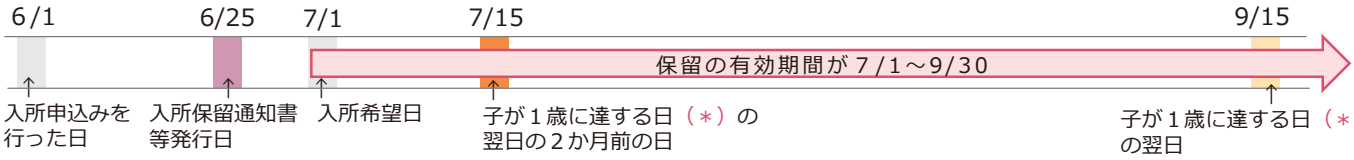

※　この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書等は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

ご注意ください　確認書類として有効とならない入所保留通知書等

次の例は、子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書等となります。

例２：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が１歳に達する日の翌日が含まれていない場合

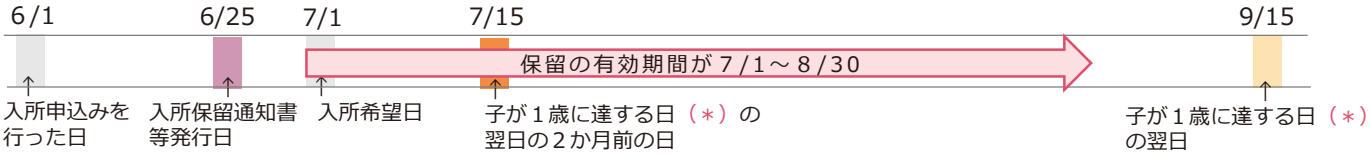

※　この場合、６月25日に発行された入所保留通知書等は、９月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込む必要があります。

➢　１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）」を「子が１歳６か月に達する日」と読み替えてください。

電子申請のご案内

出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金に関する各種申請は、「e-Gov」（電子申請に関する総合的な検索・案内サービス）を利用して電子申請が可能です。「e-Gov」から電子申請を行う場合は、申請内容に応じて以下の手続をご利用ください。

① 休業開始時賃金の届出のみを行う場合

「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は同休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出（令和４年６月以降手続き）」

・受給資格確認及び支給申請を事業主を経由して行う場合は、②または③の手続きを利用してください。

②休業開始時賃金の届出、受給資格確認及び出生時育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（令和７年４月以降手続き）」

・出生時育児休業給付金の支給申請を行う場合は、この手続きを利用してください。

③ 休業開始時賃金の届出、受給資格確認及び初回の育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（初回申請）（令和７年４月以降手続き）」

・受給資格確認手続のみを行う場合は、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（29頁参照）の8、13～26、30欄は入力不要です。

④ ２回目以降の育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（令和７年４月以降手続き）」

・受給資格確認手続のみ行った場合の初回の育児休業給付金の支給申請も、この手続を利用してください。

⑤ 分割で取得する２回目の育児休業に係る育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（分割取得）（令和７年４月以降手続き）」

・分割して取得する２回目の育児休業に係る育児休業給付金の申請の場合は、この手続を利用してください。

⑥ 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合

「雇用保険育児休業等給付（出生後休業支援給付金）の申請（令和７年４月以降手続き）」

・出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できないため、これらの給付金の支給決定通知書が送付された後や入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いします。

特定法人※1の事業所については、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金の支給申請に係る手続も電子申請義務化の対象となります※2。

※1 特定法人とは、資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が１億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社をいいます。

※2 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。

育児休業等給付に関するよくあるご質問

育児休業等給付に関するよくあるご質問については、厚生労働省ホームページから参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html

育児休業等給付　質問　検索

育児・介護休業法に関するご質問

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

育児休業申請書、育児休業取扱通知書（参考様式）は、厚生労働省ホームページから参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html

育児休業　規定例　検索

（第１面）

育児休業給付金支給対象期間

延長事由認定申告書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記載してください。なお、申告内容に疑義がある場合、公共職業安定所長が事業主、被保険者、市区町村等に対し、必要な事項について照会し、報告を受けることがあります。）

1 育児休業の対象となる子について、右の①②を記載してください。	① **子の氏名：**
	② **子の生年月日：　令和　　年　　月　　日**
2 今回、延長を申請する期間について、右のア・イのうち、該当するものを選択してください。	**ア**　１歳（注）～１歳６か月の期間
	イ　１歳６か月～２歳の期間

3　保育所の利用（入所）申込みについて、以下①～⑧について選択又は記載してください。

① 保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用（入所）申込みをしましたか。

ア　はい

② 利用（入所）申込みをした日：	**令和　　年　　月　　日**
③ 利用（入所）開始希望日：	**令和　　年　　月　　日**
④ 利用（入所）申込みに当たり、**入所保留を積極的に希望する旨の意思表示**をしていませんか。	**ア**　していない　　**イ**　している
⑤ 利用（入所）保留の有効期限：	**令和　　年　　月　　日**
⑥ 利用（入所）内定を辞退したことがありますか。	**ア**　辞退したことはない　　**イ**　辞退したことがある
⑦ 利用（入所）申込みをした保育所等の中で、**自宅から最も近隣の施設名と通所時間（片道）**	**施設名：**
	通所方法：
	通所時間（片道）：　　分

⑧ **通所時間（片道）が30分以上の場合**、その理由を次から選択してください。

- **ア**　申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にあるため
- **イ**　自宅から30分未満で通える保育所等が存在しないため
- **ウ**　自宅から30分未満で通える保育所等では職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できないため
- **エ**　子に特別の配慮が必要であり、自宅から30分未満で通える保育所等では対応できないため
- **オ**　その他

イ　いいえ

①及び⑧について、「いいえ」・「その他」を選択した場合は、第２面の注意書き（Ⅳ、Ⅺ）に従い、理由欄に記載してください。

（理由欄）

②、③及び⑥について、第２面の注意書き（Ⅴ、Ⅵ、Ⅸ）に従い、必要な場合は理由欄に記載してください。

（注）パパ・ママ育休プラス利用時は、「１歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「１歳２か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

育児休業給付金の支給対象期間の延長事由について、上記のとおり申告します。

公共職業安定所長　殿

被保険者　現住所　〒

令和　　年　　月　　日

氏　名

キリトリセン

注　意

Ⅰ　この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業給付金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず本人が記載し、原則として事業主を経由して提出してください。

Ⅱ　申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

Ⅲ　保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業給付金の支給対象期間延長は、速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用（入所）申込みをしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。
　制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。

【支給申請書に添付が必要な書類】

ⅰ　育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
ⅱ　市区町村に保育所等の利用（入所）申込みをしたときの申込書の写し
（電子申請の場合は申込内容を出力したもの、または、申込みをした画面の複写）
ⅲ　市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し
（入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）

Ⅳ　３の①欄について、申込みをしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合は延長が認められる場合があります（注１）ので、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。

【支給申請書に添付が必要な書類】

ⅰ　育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
ⅱ　医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類

Ⅴ　３の②欄について、申込みをした日が子の１歳の誕生日（注２）（又は１歳６か月の誕生日応答日）以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、市区町村が１歳の誕生日以降でなければ申込みを受け付けないなど、保育利用の申込みの機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります（注１）ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。

Ⅵ　３の③欄について、利用（入所）開始希望日が子の１歳の誕生日（注２）（又は１歳６か月の誕生日応答日）の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込み可能な希望日での申込みをした場合は、延長が認められる場合があります（注１）ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、上記Ⅲｉ～ⅲの書類に加えて、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。

【支給申請書に添付が必要な書類】

ⅳ　保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込みを受け付けていないことが確認できる書類

Ⅶ　３の④欄について、申込みにおいて「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。

Ⅷ　３の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。

Ⅸ　３の⑥欄について、１に記載した子についてこれまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合は、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載してください。

Ⅹ　３の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。
　なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。

Ⅺ　３の⑧欄について、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道 30 分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　選択肢に応じて、上記Ⅲｉ～ⅲの書類に加えて、**次の書類を支給申請書に添付**して申請してください。
・ア～ウを選択した場合：上記Ⅲｉ～ⅲの書類のみ
・エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
・オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

（注１）単に申込みを忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込みをしなかった場合は、延長の要件を満たしません。
（注２）パパ・ママ育休プラス利用時は、「１歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「１歳２か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

キリトリセン